

日本養護教諭養成大学協議会  
2019年度 養護教諭養成教育フォーラム

テーマ「養成大学として育成指標をどのように活用するか」

基調講演1 「養護教諭の育成指標について」  
文部科学省初等中等教育局 健康教育・食育課  
健康教育調査官 松崎 美枝 氏

基調講演2  
全国養護教諭連絡協議会 会長 浅野 明美 氏

育成指標の取り組み報告1  
埼玉県教育局 県立学校部 保健体育課  
指導主事 芦川 恵美 氏

育成指標の取り組み報告2  
女子栄養大学 教授 遠藤 伸子 氏  
横浜市教育委員会 教職員人事部 教職員育成課  
主任指導主事 大平 はな 氏

日時：2019年9月10日（火） 場所：きゅりあん

## 浅野氏資料

### < 養成教育フォーラム 資料 >

現場で求めている「養護教諭の力」、養成機関にて身につけてきてほしい力について、不足していると思われる内容やより充実させたい内容について

全国養護教諭連絡協議会 実態調査 H30. 1

養護に関する内容	教職に関する内容	その他
応急処置	コミュニケーション能力	マナー・社会常識・電話対応
看護学・学校看護学	教育実習・他校種実習・医療機関実習・養護実習	実行力
生理学	コーディネート能力	総合力
解剖学	特別支援教育	協調性
心理学	発達障害教育・その支援・診断	謙虚さ
健康相談	医療的ケア・医療的配慮	しなやかさと逞しさ
医学基礎	メディアリテラシー・収集・処理・流し方・情報モラル	ストレス解消法（養教自身）
観察力	危機管理（自殺予防、アレルギー対応等）・緊急時対応	相談方法（養教自身）
事務処理・文書管理能力	カウンセリング	人間関係
学校保健	保健学習	人間力
アセスメント能力	判断力	バランス
フィジカルアセスメント	マネジメント能力	学ぶ姿勢
調整能力	連絡調整力	有言力
企画力	児童生徒指導	ルール
心理的ケア	保健教育	連携力
保健室経営の立案・提案	保健指導	精神力
保健相談	性感染症	逞しい体と心
養護概説	生徒理解	時間のマネジメント
小児保健	統計学	洞察力
保健室経営計画について	教育相談（発達心理学）	行動観察力
感染症	法の理解	説明責任を果たす力
母子保健	学校運営の基礎	説明できる知識
専門性	非行への対応	書く力
専門的知識	分析能力	話す力
コーチング力	保護者や担任との対応	
ストレスマネジメント	アンガーマネジメント	
プレゼンテーション能力	円滑に仕事を運ぶ力	
健康課題分析アセスメント	応用行動分析	
健康課題理解	虐待への対応	
	教職員への指導方法	
	クラス経営	
	心のケア	
	思春期の心の悩み	
	組織	

## 芦川氏資料

「埼玉県教員等の資質向上のための指標【養護教諭】」

—埼玉県の取組について—

埼玉県教育局県立学校部保健体育課 指導主事 芦川 恵美



### 1 「埼玉県教員等の資質向上のための指標」について

- ・指標の策定に当たっては、「埼玉県教員等の資質向上に関する協議会」が設置され、第1回協議会が平成29年7月、第2回協議会が平成29年11月に開催された。
- ・埼玉県では、養護教諭の指標の他、校長、副校長・教頭、教諭等、栄養教諭の指標が平成30年2月に策定された。

(掲載ホームページアドレス : <http://www.pref.saitama.lg.jp/f2208/shihyou/shihyou.html>)

### 2 養護教諭育成のための指標について

#### (1) 協議会委員（養護教諭・栄養教諭）及びアドバイザーについて

- ・協議会委員（養護教諭・栄養教諭）  
女子栄養大学 磯田 厚子 教授
- ・養護教諭の育成指標に関するアドバイザー  
女子栄養大学 遠藤 伸子 教授

#### (2) 養護教諭の資質項目（資料1）

養護教諭の資質項目は6項目、教諭等と共通の資質項目は6項目であり、併せて、12の資質項目から成る。

### 3 埼玉県養護教諭の育成指標の具現化について

#### (1) 平成30年度埼玉県養護教諭育成支援事業（文部科学省委託学校保健総合支援事業）

- ①日々の実践や研修に育成指標を生かす・活用チェックリスト（資料2①②）
- ②年次研修の整理と「教員等の資質向上に関する指標」の関連（資料3）
- ③現代的な健康課題の解決と必要な資質・能力を振り返る演習シート（資料4①②）
- ④報告書の作成

(掲載ホームページアドレス : <http://www.pref.saitama.lg.jp/f2211/yougo.html>)

#### (2) 令和元年度埼玉県養護教諭育成支援事業（文部科学省委託学校保健総合支援事業）

##### ①埼玉県養護教諭会研究調査について

チェックリストの活用

##### ②年次研修における育成指標活用の事前事後評価について

##### ③現代的な健康課題の解決と必要な資質・能力を振り返る演習シートの活用

越谷市学校保健会にて、演習シートを活用した研修会を実施

##### ④養護教諭養成大学での活用

【資料1】

埼玉県教育委員会

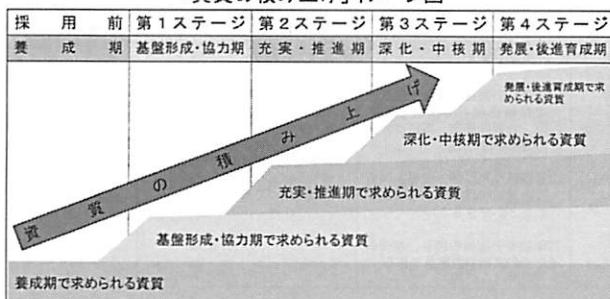
V 教員等の資質向上に関する指標【養護教諭】

ステージ	採用前	第1ステージ 養成期	第2ステージ 基盤形成・協力期	第3ステージ 充実・推進期	第4ステージ 深化・中核期	第4ステージ 発展・後進育成期
	教員として必要な事項について幅広く学び、基盤を固め、協力して取り組む。	経験を基に、資質を充実させ、幅広い視野を持ち、チームとしての取組を推進する。	自身の専門性を深め、学校の中核的存在として力を発揮する。	これまでの教育実践を振り返り、自らの知識や技能を発展させ後進を育成し、学校運営を推進する。		
埼玉県の教員として持ち続けてほしい要素	・常に自己研鑽に努め、自律的・主体的に学ぶ ・教育公務員としての使命を自覚し、高い倫理観と生徒等への教育的愛情を持つ ・豊かな人間性やコミュニケーション力・幅広い教養・視野を持ち、家庭や地域など誰とでも協働する					
保健管理	生徒等の実態把握と、適切な保健管理の必要性を理解している。	健康診断、救急処置、疾病予防等の保健管理から自校の健康実態を把握し、適切に対応する。保健室が学校保健活動のセンター的役割を担えるよう、日常の保健管理体制を整備し、実践する。	校内において、指導的立場を果たすとともに、把握した健康課題の解決に向けて、組織的に対応する。	学校における救急体制、心のケアの支援体制など、危機管理体制について整備するとともに機能するように働き掛け、学校経営を視野に入れた改善策等を提案する。	保健管理の分野において学校内や地域等で指導・助言を行い、後進を育成する。	
保健教育	専門性を生かした養護教諭の役割を理解し保健教育に関わろうとする。	学校の実態にあった計画の必要性を理解した上で、学級担任等と連携し、養護教諭の専門性を生かした保健教育を実施する。 生徒等の実態に応じた保健教育を計画的に実施する。	教育要領・学習指導要領を理解し、生徒等の実態に応じた保健教育を計画、実践、評価、改善し、効果的に推進する。	集団指導と個別指導、保健管理や健康相談等について、相互の関係性を明確にし、学校教育活動全体を視野に入れた保健教育を推進する。 課題に対して具体的な改善策を提案する。	保健教育の分野において学校内や地域等で指導・助言を行い、後進を育成する。	
健康相談・保健指導	学校保健安全法による健康相談・保健指導の位置づけ及び内容を理解し、養護教諭の専門性や保健室の機能を生かし、発達の段階に応じた健康課題を取り組もうとする。	健康相談・保健指導の基本的なプロセスを理解し、生徒等の発達の段階や現代的な健康課題の関連を踏まえた健康相談・保健指導を実施する。	個々の健康課題に関して校内の中心となり、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家（専門機関）と連携し、それらの役割を生かした組織体制づくりを行う。	健康課題解決に向けて、コーディネーターの役割を担い、学校内外の関係者と連携を図る。また、必要に応じて健康相談・保健指導を相互に連携させ、実践を深め広げる。	健康相談・保健指導の分野において学校内や地域等で指導・助言を行い、後進を育成する。	
保健組織活動	保健組織活動の意義と学校・家庭・地域等の協力体制の重要性を理解している。	家庭・地域等と連携し、保健組織活動を推進する。	学校と地域等の実態を適切に分析し、学校教育目標を意識した保健組織活動を推進する。	学校経営の課題を踏まえながら、家庭・地域等とネットワーク体制を構築し、保健組織活動を運営する。	保健組織活動の分野において学校内や地域等で指導・助言を行い、後進を育成する。	
保健室運営	養護教諭の職務及び役割を理解し、計画的・組織的に保健室運営を推進するよう努める。 学校保健活動のセンター的機能を果たす保健室の役割を理解している。	学校教育目標を理解し、生徒等の心身の健康に関する実態を把握する。 保健室経営の方針を明示し、保健室経営計画を立て、その具現化のために努める。	保健室経営計画を基に、保健管理、保健教育、健康相談、保健組織活動等について実践し、その過程や結果を評価し、改善を図る。 学校教育目標の実現に向けて、保健室経営を工夫して実践する。	保健室経営の視点から、学校教育目標達成のための具体的な方策を提案する。	保健室経営の視点から、学校教育目標達成のために、組織的な対応力を高めるよう学校内や地域等で指導・助言を行い、後進を育成する。	
学校保健活動に關する連携・調整	学校保健活動のコーディネーターの役割を理解し、家庭・地域等の連携に努める。 学校保健に關わる人々の役割を理解している。	学校保健に関する今日的な意義を理解し、積極的に教職員や家庭に周知を図る。 学校保健の課題を適切に把握し、課題に応じた連携先を適切に選択し、コーディネートする。	効果的な連携・調整の方法を関係者に提案するなど学校保健活動のマネジメントを行う。	学校保健活動に關してチーム体制を構築し、必要な人材の確保や役割を分担する。 地域の健康課題を視野に入れたネットワーク体制を構築する。	養護教諭の専門性に基づいた連携・調整について、学校内や地域等で指導・助言を行う。	
特別な配慮を必要とする生徒等への対応	●障害の特性や配慮事項等の基本的な知識を持っている。	●個別の教育支援計画・個別の指導計画に基づいて指導・支援を行うとともに、集団への指導・支援を行う。	●生徒等と関わる範囲を積極的に広げるとともに、障害の特性に応じた対応を行う。	●学校の中核的存在として、学年・学年・分掌等と円滑に連携し特別支援教育を推進する。	●家庭・地域等と連携しながら、組織的計画的に特別支援教育を推進するとともに、後進を育成する。	
カウンセリング・教育相談	●教育相談等の重要な特性や基本的な知識について理解している。	●教育相談等の基本的な技法を習得し、生徒等の理解に努め、問題行動の未然防止を図る。	●教育相談等の基本的な技法を活用するとともに、組織的観点からも問題行動の未然防止を図る。	●学校組織の中核的存在として、関係機関等と連携しながら、問題行動の未然防止策を計画・推進する。	●質の高い教育相談等の推進を図るために学校や地域における中核を担うとともに、後進を育成する。	
生徒等の問題行動への対応	●一人一人の生徒等を大切にする態度を持ち、組織としての対応の重要性について理解している。	●生徒等理解のための基本的な知識を基に、校内組織等の助言を得ながら情報収集を行い、適切な指導・支援を行う。	●問題行動の背景を十分に理解し、組織的・時系列的観点から対応や指導について検討し、指導・支援を行う。	●組織的観点を持ち、時系列を意識した対応を計画し、学校組織の中核的存在として、関係機関・家庭・地域等と連携した指導を推進する。	●生徒等の自己指導能力の育成を図るために積極的な生徒指導について、様々な関係機関等と連携するとともに、後進を指導する。	
外部連携	●学校・家庭・地域等との連携の重要性を理解している。	●学校組織の一員として、自らの役割を認識し、家庭・地域等との連携を行う。	●家庭・地域等との連携を組織的観点から検討し、積極的に取り組む。	●家庭・地域等との連携について計画を立て、学校の中核的存在として積極的に計画の実行に取り組む。	●家庭・地域等の実態を踏まえ、組織的に連携を進めるとともに、後進を育成する。	
運営参画	●学年、校務分掌、委員会等の学校運営に必要な組織の役割について理解している。	●学年、校務分掌、委員会等について、担当業務の責任を自覚し、報告・連絡・相談を行ながら、自己の役割を適切に果たす。	●学年、校務分掌、委員会等について、学校全体の運営を意識しながら、正確かつ迅速な対応をする。	●学年、校務分掌、委員会等の組織を運営し、各組織が有機的に機能を果たすよう努める。	●学年、校務分掌、委員会等で主導的に課題を解決しようとする若手教員や後進を育成する。	
学校安全	●学校安全の諸課題や重要性について理解している。	●学校安全に關し、マニュアルを踏まえて危険を予測し、事故発生時には適切に行動する。	●学校安全の事故防止等の効果的な事前指導や環境整備に努め、事故発生時は適切に行動する。	●学校の中核的存在として安全確保の視点から教育活動全般について見直すとともに、事故発生時のマニュアル等の策定に積極的に関わる。	●安全確保のため、全体の意識を高める取組を組織的に推進し、後進を育成する。	

※「生徒等」とは幼児、児童、生徒のことを指す。※幼稚園教諭等については「授業」を「保育」、「学校」を「園」とそれぞれ読み替える。※第3ステージ以降は主幹教諭を含む。

※●は教諭と共通の指標となっている。

「資質の積み上げ」イメージ図



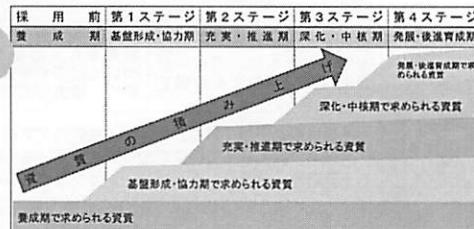
【資料2①】

教員等の資質向上に関する指標【養護教諭】 埼玉県教育委員会

日々の実践や研修に育成指標を活かす

# 活用チェックリスト

資質の積み上げ  
イメージ図



ステージ	採用前	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	第4ステージ	
	養成期	基盤形成・協力期	充実・推進期	深化・中核期	発展・後進育成期	
	教員としての基本的な知識を学ぶとともに、自ら課題を発見して解決する姿勢を身に付ける。	教員として必要な事項について幅広く学び、基盤を固め、協力して取り組む。	経験を基に、資質を充実させ、幅広い視野を持ち、チームとしての取組を推進する。	自身の専門性を深め、学校の中核的存在として力を発揮する。	これまでの教育実践を振り返り、自らの知識や技能を発展させ後進を育成し、学校運営を推進する。	
埼玉県の教員として持ち��けてほしい素养	・常に自己研鑽に努め、自律的・主体的に学ぶ ・教育公務員としての使命感を自覚し、高い倫理観と生徒等への教育的愛情を持つ ・豊かな人間性やコミュニケーション力・幅広い教養・視野を持ち、家庭や地域など誰とでも協働する	生徒等の実態把握と、適切な保健管理の必要性を理解している。  □保健管理の内容がわかる □保健管理の必要性がわかる □生徒等の実態を把握するための情報や方法がわかる □把握した情報を分析する方法がわかる □分析した実態を視覚化し、説明する方法がわかる	健康診断、救急処置、疾病予防等の保健管理から自校の健康実態を把握し、適切に対応する。 保健室が学校保健活動のセンター的役割を担えるよう、日常の保健管理体制を整備し、実践する。  □保健管理の内容がわかる □保健管理の必要性がわかる □生徒等の実態を把握するための情報や方法がわかる □把握した情報を分析する方法がわかる □分析した実態を視覚化し、説明する方法がわかる	校内において、指導的立場を果たすとともに、把握した健康課題の解決に向けて、組織的に対応する。  □専門的立場から、健康課題を把握し、解決のために校内の中核的役割を果たすことができる □保健部や生徒指導部などの校内組織を活かした対応ができる □保健主事や特別支援教育コーディネーター、教育相談主任、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携を図り組織的に対応することができる □近隣の医療機関や関係施設の立地や特色を収集、整理することができる □保健教育や健康相談等につなぐことができる	学校における救急体制、心のケア支援体制がすぐに機能できるよう、「チーム学校」を意識した危機管理体制を整備することができる  □学校における救急体制、心のケア支援体制が機能するよう、学校内外や関係機関と調整を図る等、働き掛けをすることができる □危機管理体制が機能するよう、学校内外や関係機関と調整を図る等、働き掛けをすることができる □危機管理体制に対し、学校経営を視野に入れた課題や改善策を見出し、提案することができる	保健管理の分野において学校内や地域等で指導・助言を行い、後進を育成する。  □保健管理の分野において学校内や地域等で指導・助言や適切な情報提供ができる □地区的養護教諭部会等、地域において実践発表を行うことができる □地区的養護教諭部会等、地域において指導・助言を行なうことができる □研修会等で講師を務めることができる
	専門性を生かした養護教諭の役割を理解し保健教育に関わろうとする。	学校の実態にあった計画の必要性を理解した上で、学級担任等と連携し、養護教諭の専門性を生かした保健教育を実施する。 生徒等の実態に応じた保健教育を計画的に実施する。	教育要領・学習指導要領を理解し、生徒等の実態に応じた保健教育を計画、実践、評価、改善し、効果的に推進する。	集団指導と個別指導、保健管理や健康相談等について、相互の関係性を明確にし、学校教育活動全体を視野に入れた保健教育を推進する。 課題に対して具体的な改善策を提案する。	保健教育の分野において学校内や地域等で指導・助言を行い、後進を育成する。	
	□健康教育（学校保健・学校安全・学校給食）の意義と内容がわかる <sup>3)</sup>  □教育要領（幼稚園）・学習指導要領における保健教育に関する内容がわかる  □保健教育における専門性を活かした養護教諭の役割がわかる  □養護教諭が保健教育に参画する方法（資料提供・ティームティング・兼職充填等）がわかる	□学校の実態にあった保健教育の計画の必要性を理解することができる  □学級担任等と連携し、養護教諭の専門性を生かした保健教育を実施することができる □生徒等の実態に応じた保健教育を計画的に実施することができる	□自分が勤務している校種を中心とした教育要領（幼稚園）・学習指導要領を理解している  □生徒等の実態に応じた保健教育を、PDCAサイクルに基づいて効果的に推進することができる □自校の学校教育活動全体を視野に入れて保健教育を推進することができる □自校の保健教育を評価し、課題に対して専門的立場からの具体的な改善策を提案することができる	□集団指導と個別指導、保健管理や健康相談等について、相互の関係性を明確にすることができる  □自校の学校教育活動全体を視野に入れて保健教育を推進することができる □自校の保健教育を評価し、課題に対して専門的立場からの具体的な改善策を提案することができる □研修会等で講師を務めることができる	保健教育の分野において学校内や地域等で指導・助言や適切な情報提供ができる  □地区的養護教諭部会等、地域において実践発表を行うことができる □地区的養護教諭部会等、地域において指導・助言を行なうことができる □研修会等で講師を務めることができる	
	学校保健安全法による健康相談・保健指導の位置づけ及び内容を理解し、養護教諭の専門性や保健室の機能を生かし、充達の段階に応じた健康課題に取り組もうとする。	健康相談・保健指導の基本的なプロセスを理解し、生徒等の発達の段階や現代的な健康課題の関連を踏まえた健康相談・保健指導を実施する。	個々の健康課題に関して校内の中心となり、教職員やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家（専門機関）と連携し、それらの役割を生かした組織体制づくりを行う。	健康課題解決に向けて、コーディネーターの役割を担い、学校内外の関係者と連携を図る。また、必要に応じて健康相談・保健指導を相互に連携させ、実践を深め広げる。	健康相談・保健指導の分野において学校内や地域等で指導・助言を行い、後進を育成する。	
	□健康相談の位置づけ及び内容がわかる <sup>1)</sup>  □個別の保健指導の位置づけ及び内容がわかる <sup>1)</sup>  □養護教諭の専門性や保健室の機能がわかる  □充達段階別的心身の健康問題の特徴がわかる	□健康相談・個別の保健指導の基本的なプロセスを理解することができる  □生徒等の充達の段階や現代的な健康課題との関連を踏まえ、心身の観察、問題の背景の分析ができる □管理職や担任等と情報を共有し、連携を図りながら実施することができる □保護者と連携を図り、解決のための支援や指導ができる	□個々の健康課題に関し、解決のための支援・指導を校内の中心となって行なうことができる  □個々の健康課題を解決するため、学校医・学校歯科医・学校薬剤師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家（専門機関）と連携し、お互いの役割を生かした組織体制づくりができる	□健康課題解決に向けて、学校内外の関係者と連携を図るため、コーディネーターの役割を担うことができる □個々の課題に応じ、健康相談・個別の保健指導を相互に連携させた支援・指導ができる □研修会等で講師を務めることができる	健康相談・個別の保健指導の分野において学校内や地域等で指導・助言や適切な情報提供ができる  □地区的養護教諭部会等、地域において実践発表を行うことができる □地区的養護教諭部会等、地域において指導・助言を行なうことができる □研修会等で講師を務めることができる	
	4) 5) 健康相談・保健指導					

【資料2②】

ステージ	採用前	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	第4ステージ
	養成期	基盤形成・協力期	充実・推進期	深化・中核期	発展・後進育成期
⑥⑦ 保健組織活動	保健組織活動の意義と学校・家庭・地域等の協力体制の重要性を理解している。	家庭・地域等と連携し、保健組織活動を推進する。	学校と地域等の実態を適切に分析し、学校教育目標を意識した保健組織活動を推進する。	学校経営の課題を踏まえながら、家庭・地域等とネットワーク体制を構築し、保健組織活動を運営する。	保健組織活動の分野において学校内や地域等で指導・助言を行い、後進を育成する。
	□効果的・実践的な学校保健活動を推進するためには △全教職員が共通の認識（基本的な知識と理解）を持ち、連携を図る必要性がわかる △学校・家庭・地域が連携を図ることの必要性がわかる	□校内組織と連携を図り、学校保健活動を進めることができる □家庭と連携を図り、学校保健活動を進めることができる □保健主事と連携し、学校保健委員会を開催することができる	□保健組織活動の関係者や関係機関が担う役割を理解することができます	□生徒等の健康課題と地域の実態・課題を関連して考えることができます	□保健組織活動関係者それぞれの専門性が発揮される保健組織体制を整備することができます
	□学校保健活動に関連する校務分掌や校内組織（委員会等）がわかる	□校地の学校（幼保小中高）との連携を意識し、情報交換することができる	□自校及び地域の健康課題解決を通して学校教育目標の実現に迫るため、校内研修を企画するなど保健組織活動を進めることができます	□地域の学校（幼保小中高）と連携を図り、学校保健の観点から学校経営の課題解決に迫ることができます	□地区の養護教諭部会等、地域において実践発表を行うことができる
	□校内外の学校保健活動の関係者がわかる	□地域の関係機関を把握し、連携を図ることができます			□地区的養護教諭部会等、地域において指導・助言を行うことができる
	□地域にはどのような関係機関があるかがわかる				□研修会等で講師を務めることができます
⑧ 保健室 <sup>⑨</sup>	養護教諭の職務及び役割を理解し、計画的・組織的に保健室経営を推進するよう努める。 学校保健活動のセンター的機能を果たす保健室の役割を理解している。	学校教育目標を理解し、生徒等の心身の健康に関する実態を把握する。 保健室経営の方針を明示し、保健室経営計画を立て、その具現化のために努める。	保健室経営計画に基く、健康管理、保健教育、健康相談、保健組織活動等について実践し、その過程や結果を評価し、改善を図る。 学校教育目標の実現に向けて、保健室経営を工夫して実践する。	保健室経営の視点から、学校教育目標実現のための具体的な方策を提案する。	保健室経営の視点から、学校教育目標達成のために組織的な対応力を高めるよう学校内や地域等で指導・助言を行い、後進を育成する。
	□養護教諭の職務がわかる（学校教育法）	□学校教育目標との関連を考えた保健室経営を意識することができます	□保健室経営の視点から、学校教育目標達成のため、保健管理、保健教育、健康相談、保健組織活動等を推進し、心身の健康課題解決の方策を実践することができます	□学校教育目標実現のため具体的な方策を、保健室経営の視点（養護教諭・保健室の立場）から、校内組織に提案することができます	□学校教育目標達成のため、組織的な対応力を高めるよう、保健室経営の視点から校内組織への働きかけや指導・助言ができる
	□養護教諭の役割がわかる <sup>⑩</sup>	□生徒等や学校の実態を把握・分析し、心身の健康課題を見出することができます	□保健室経営目標を実現させるための具体的な方策を考えることができます	□取組みの過程や結果をPDCAサイクルに基づいて評価し、改善を図ることができます	保健室経営の分野において □地区的養護教諭部会等、地域において実践発表を行うことができる
	□保健室の目的がわかる <sup>⑪</sup>	□保健室経営の目的と意義がわかる	□自校の健康課題解決を目指した保健室経営計画を立て、教職員に周知することができます	□保健管理の情報や文書、保健教育の教材等を整備することができます	□地区的養護教諭部会等、地域において指導・助言を行うことができる
	□保健室経営の目的と意義がわかる	□保健室経営目標を実現させるための具体的な方策を考えることができます	□生徒等の健康の保持増進のため、保健室の整理整頓やレイアウトの工夫、学校保健関係の情報等を整備することができます	□保健室経営目標の達成を通じ、学校教育目標の実現へと迫る方策を、工夫して実施することができます	□研修会等で講師を務めることができます
	□保健室経営を組織的・計画的に進める必要性がわかる	□ICTを活用し、情報処理、教材・掲示物の作成、情報発信等ができる			
	□学校保健活動のセンター的役割としての保健室の機能がわかる				
	□学校経営の観点に立って保健室経営計画を作成・実行する必要性がわかる				
⑩ 学校保健活動に関する連携・調整 <sup>⑪⑫</sup>	学校保健活動のコーディネーターの役割を理解し、家庭・地域等の連携に努める。 学校保健に関わる人々の役割を理解している。	学校保健に関する今日的な意義を理解し、積極的に教職員や家庭に周知を図る。 学校保健の課題を適切に把握し、課題に応じた連携先を適切に選択し、コーディネートする。	効果的な連携・調整の方法を関係者に提案するなど学校保健活動のマネジメントを行う。	学校経営を意識し、学校保健活動に関してチーム体制を構築し、必要な人材の確保や役割を分担する。 地域の健康課題を視野に入れたネットワーク体制を構築する。	養護教諭の専門性に基づいた連携・調整について □学校内や地域等で指導・助言を行う。
	□生徒等の健康課題解決のためには、家庭・地域との連携が必要であることがわかる	□現代的な健康課題を解決するために、学校保健が果たす役割を理解することができます	□学校保健活動のマネジメントについて理解することができます <sup>⑬</sup>	□学校経営を意識した学校保健活動のチーム体制を構築することができます	養護教諭の専門性に基づいた連携・調整について □学校内で指導・助言や適切な情報提供ができる
	□養護教諭は校内外の関係機関や専門家とのコーディネーター的役割を果たすことが必要であることがわかる	□学校保健活動の必要性・重要性について教職員・家庭に周知することができる	□効果的な連携・調整の方法を関係者に提案し、実践することができます	□学校保健活動のチーム体制に必要な人材確保や役割分担ができます	□地区的養護教諭部会等、地域において実践発表を行うことができる
	□校内外の学校保健関係者の職務と役割がわかる	□自校の学校保健の課題や、個々の生徒等の健康課題を把握することができます		□地域の健康課題を視野に入れ、学校や生徒等と地域の関係機関を繋ぎ、必要時に活用可能なネットワーク体制を構築することができます	□地区的養護教諭部会等、地域において指導・助言を行うことができる
		□地域の学校保健関係機関の情報について、整備することができます			□研修会等で講師を務めることができます
		□校内外の関係者・関係機関の役割や特性を理解し、課題に応じて関係者との連絡・調整を行なうことができる			

\*「生徒等」とは幼児、児童、生徒のことを指す。 \*幼稚園教諭等については「授業」を「保育」、「学校」を「園」とそれぞれ読み替える。 \*第3ステージ以降は主幹教諭を含む。

＜参考文献＞1) 学校保健安全法、学校保健安全法施行令、学校保健安全法施行規則

2) 小学校保健教育参考資料「生きる力」を育む小学校保健教育の手引き：文部科学省、平成25年3月 \*中学校（平成26年3月） \*高等学校（平成27年3月）

3) 生涯にわたる心身の健康の保持増進のための後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について（答申）：保健体育審議会、平成9年9月

4) 教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引き：文部科学省、平成23年8月

5) 現代的健康課題を抱える子供たちへの支援～養護教諭の役割を中心として～：文部科学省、平成29年3月

6) 学校保健活動推進マニュアル：公益財團法人 日本学校保健会、平成15年2月

7) 養護教諭ハンドブック・スクールヘルスリーダー指導資料：埼玉県教育委員会、平成21年3月

8) 保健室経営計画作成の手引き 平成26年度改訂：公益財團法人 日本学校保健会、平成27年2月

9) 子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めための方策について（答申）：中央教育審議会、平成20年1月

10) 保健主事のための実務ハンドブック：文部科学省、平成22年3月

フィードバック	年月日	気づき	目標

### 【資料3】

#### 現職研修の整理と「教員等の資質向上に関する指標」との関連 【養護教諭】

	第1ステージ 基盤形成・協力期	第2ステージ 充実・推進期	第3ステージ 深化・中核期	第4ステージ 発展・後進育成期
埼玉県の教員として もう続けてほしい 県美	教員として必要な事項について幅広く学び基礎を固め、協力して取り組む	経験をもとに、資質を充実させ、幅広い視野を持ち、チームとしての取組を推進する	自身の専門性を深め、学校の中核的存在として力を発揮する	これまでの教育実績を振り返り、自らの知識や技術を発展させ後進を育成し、学校運営を推進する
保健管理	保健計画、安全管理、疾患予防等の保健管理から学校の保健監視を担う。適切な防災・減災活動の実施による、日本らの保健監視体制を確立し、実践する  養護研修	校内において、指導的立場をたすとともに、把握した健康課題の解決に向けて、組織的に対応する	学校における教体体制。心のケアの支援体制など、保健管理体制について整備するとともに機能するように働きかけ、学校経営を視野に入れた改善点等を提案する	保健管理の分野において学校内や地域等で指導・助言を行い、後進を育成する
保健教育	学校の実態にあった計画の必要性を理解した上で、学級運営と連携し、教員教育の専門性を生じた保健教育を実践する  養護研修	教育委員会、教員指導委員会を理解し、生徒等の実態に応じた保健教育を計画、実践、評価、改善し、効果的に推進する	集団指導と個別指導、保健管理や健康相談等について、相互の関係性を明確にし、学校教育活動全体を視野にした保健教育を推進する  養護研修	保健教育の分野において学校内や地域等で指導・助言を行い、後進を育成する
健康相談・ 保健指導	健診結果の基本的なプロセスを理解し、生徒等の実態に応じた保健相談の知識を詰めた保健相談・保健指導を実施する  養護研修	個々の健康課題に応じて校内連携の中心となり、校内の教職員やスクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカー等の専門家（専門機関）の役割を生かし、組織体制づくりと連携を実施する	保健課題解決に向けて、コーディネーターの役割を担い、学校内外の関係者と連携を図る。また、必要に応じて保健相談・保健指導を相互に開闢させ、実践を深め広げる	保健相談・保健指導の分野において学校内や地域等で指導・助言を行い、後進を育成する
保健組織活動	家庭・地域等と連携し、保健組織活動を推進する  養護研修	学校と地域の実態を適切に分析し、学校教育目標を実現した保健組織活動を推進する	学校経営の課題を踏まえながら、家庭・地域等とネットワーク体制を構築し、保健組織活動を実現する  養護研修	保健組織活動の分野において学校内や地域等で指導・助言を行い、後進を育成する
保健室経営	学校教育目標を理解し、生徒等の心身の健康に関する実態を把握する 保健室経営の方針を明示し、保健室経営計画を立て、その実現化のために努める  養護研修	保健室経営計画をもとに、保健管理、保健教育、健診結果等の実動等について実践し、その過程や結果を明示し、改善を図る 学校教育目標の実現に向けて、保健室経営を工夫して実践する	保健室経営の視点から、学校教育目標実現のため的具体的な方策を提案する	保健室経営の視点から、学校教育目標達成のために、組織的対応力を高めるよう学校内や地域等で指導・助言を行い、後進を育成する
学校保健活動に 関する 連携・調整	学校保健活動に関する目的的意義を理解し、積極的に教員・生徒間に活動を図る 教員保健活動のマネジメントを行なうなど学校保健活動のマネジメントを行うことができる  養護研修	効率的な連携。課題の方法を関係者に理解するなど学校保健活動のマネジメントを行なうことができる 教員に応じた連携先を適切に選択し、コーディネートする	学校経営を意識し、学校保健活動に関してチーム体制を構築し、必要な材料の調査や役割を明確にする 学校の保健課題を視野に配置し、課題に応じた連携先を選択する	養護教諭の専門性に基づいた連携・調整について、学校内や地域等で指導・助言を行う
特別な配慮を 必要とする 生徒等への対応	●宿泊の教育支援計画・個別の指導計画に基づいて指導・支援を行うとともに、生徒等への指導・支援を行う  養護研修	●生徒等がかかる範囲を積極的に広げるとともに、指導・支援を行うとともに、生徒等への指導・支援を行う	●学校の中核的存在として、学年・年次・分業等と円滑に連携し特別支援教育を推進する	●保護者、地域、外部機関と連携しながら、組織的に特別支援教育を推進するとともに、後進を育成する
カウンセリング ・教育相談	●教育相談等の基本的な技法を習得し、生徒等の理解に努め、問題行動の未然防止を行なう  養護研修	●教育相談等の基本的な技法を活用するとともに、組織的観点からも問題行動の未然防止を行なう	●学校組織の中核的存在として、関係機関等と連携しながら、問題行動の未然防止策を計画・推進する	●質の高い教育相談等の推進を図るために学校や地域における中核を担うとともに、後進を育成する
生徒等の 問題行動 への対応	●生徒等理解のための基本的な知識を基に、校内経験等の効果を得ながら情報収集を行い、適切な指導・支援を行う  養護研修	●問題行動の背景を十分に理解し、組織的・時系列的観点から対応や指導について検討し、指導・支援を行う	●組織的観点をもつて、時系列を意識した対応を計画し、学校組織の中核的存在として、関係機関・家庭・地域等と連携した指導を推進する	●生徒等の自己理解能力の育成を図るために個別的な生徒指導について、さまざまな関係機関等と連携するとともに、後進を育成する
外部連携	●学校組織の一員として、自らの役割を認識し、学校・家庭・地域等との連携を行う  養護研修	●家庭・校内・委員会等について、担当業務の責任を自ら負し、責任・連携・相談を行なうながら、自己の役割を適切に果たす	●家庭・地域等との連携について計画を立て、学校の中核的存在として積極的に計画の実行に取り組む	●学校や地域等の実態を踏まえ、組織的に連携を進めることにより、後進を育成する
運営参画	●学校安全の実態について、担当業務の責任を自ら負し、事故発生時には適切に行動する  養護研修	●年次、校務分掌、委員会等について、学校全体の運営を意識しながら、正確かつ迅速な対応をする	●年次、校務分掌、委員会等の組織を運営し、各組織が有機的に機能を果たすよう努める	●学校運営の課題を踏まえながら、学年・校務分掌、委員会等の主体的に課程を解決しようとする若干教員や法務を育成する
学校安全	●学校安全に関するマニュアルを踏まえて危険を予測し、事故発生時には適切に行動する  養護研修	●学校安全の事故防止等の効果的な事前指導や環境整備に努め、事故発生時は適切に行なう	●学校の中核的存在として安全運営の視点から教育活動全般について留意するとともに、事故発生時のマニュアル等の策定に積極的にかかわる	●安全確保のため、全体の意識を高める取り組みを組織的に推進し、後進を育成する
	●自然や農業における保健管理とアレルギー対応について  養護研修	講義「自然や農業における保健管理とアレルギー対応について」	●年次研 講義「学校の危機管理－情報セキュリティについて－」	
	●感染症発生時の対応  養護研修	講義・演習「学校における緊急・災害時の対応」		「平成30年度養護教諭研修」より

【資料4①】

現代的健康課題への対応 一チーム学校の視点から進める課題解決を体験的に学ぶ一 課題解決演習シート

現代的健康問題を抱える子ども達への支援－養護教諭の役割を中心として－（文部科学省H29年3月）対応 【 年 月 日記入】 作成者【 】

演習の視点		養護教諭の役割				育成指標（埼玉県）との関連
		左記の手順に基づく 養護教諭としての役割	コーディネーター的役割	養護教諭として必要な資質能力		
ステップ1（対象者の把握）	手順1 対象者の課題に気づく／いく	対応の流れ 経験した事例（エピソード） <経験した事例や課題となっている事例を記述>			<具体的に>	
	手順2 背景・要因の分析	<考えられる背景・要因を具体的に記述>				
ステップ2（課題の背景の把握）	手順3 支援計画					
	手順4 支援方針の検討	<支援の基本的な方針を本人・保護者・外部機関等について記述>				
	手順5 支援方針・支援方法の検討と実施	<誰と・どんな機関と・どのように（※課題の特質を生かした支援）> 支援の実施（連携・分担）	養護教諭			
	手順6 振り返りと改善	<連携のタイミング <逃してはならない適時のタイミングを意識して記述する>				
ステップ4（児童生徒の状況確認及び支援方針・支援方法）	今後の教育活動につなぐ	<養護教諭として取り組む教育活動を具体的に記述> 「個別の保健指導」「ほけんだより」「保護者会」「宿泊学習」「幼・小・中・高の連携」など具体的に記入する。				

- ①保健管理
- ②保健教育
- ③健康相談・保健指導
- ④保健組織活動
- ⑤保健室経営
- ⑥連携調整
- ⑦児童生徒への対応
- ⑧教育相談対応
- ⑨問題行動への対応
- ⑩外部連携
- ⑪運営参画
- ⑫学校安全

【資料4②】

記入例

現代的健康課題への対応 一チーム学校の視点から進める課題解決を体験的に学ぶ 課題解決演習シート

現代的健康問題を抱える子ども達への支援—費護教諭の役割を中心として—（文部科学省H29年3月）対応 【30年11月14日記入】 作成者【 埼玉 花子 】

演習の視点	
①費護教諭並びに関係職員の専門性や保健室の機能を活かす。	②遅延はならない効果的な連携のタイミングを大切にする。
③関係者や関係機関のコーディネーター役を果す視点。	④教育活動全体につなぐための方策を設定する。

対応の流れ		費護教諭	育成指標（埼玉県）との関連	
手順1 対象者の課題に気づく ステップ1（対象者の把握）	経験した事例（エピソード）  ＜経験した事例や課題となっている事例を記述＞  頬回来室の事例【校種】小学校【学年】3年生【性別】女	費護教諭の専門性・目的性の視点からの具体的な内容 コーディネーター（費護教諭からの内容） 必要な力（費護教諭、保健室担当、日々の準備等）	●安心して来室できる保健室環境づくり。 ●対象児童に日常的に声掛けをする。 ●欠席状況・来室状況をまとめて資料を担任へ渡す。 ●担任などへ心と体の健康観察のポイントを説明する。  ●委員会議や教育相談部会などで気になる児童として情報の提供・共有・確認をする。	●発育発達の知識 ●情報収集能力 ●来室記録の整備 ●健康観察結果のまとめ ●安心して来室相談できる保健室経営 ●ほけんだより等で子どもの健康観察のポイントを周知
手順2 背景・要因の分析 ステップ2（課題の背景の把握）	＜考えられる背景・要因を具体的に記述＞  【本人より】 ●国語算数は好きではないが、音楽や生活科の学習は好き。 ●体育は好きだが苦手なので、休み時間のドッジボール等のクラスレクも楽しめない。 ●塾（国語、英語）と水泳に通っており、学校と習い事の宿題が多くて大変。就寝時刻が遅くなることがある。 ●本當は、ピアノを習いたいが、今の習い事は続けてほしい保護者の希望がある。 ●15分休みに来室することが多い。バイタルサイン異常なし。  【担任より】 ●学習面に課題があると感じている。（特に、文章を読むのが苦手） ●教室に戻ってきた後は、元気そうにしており、友達と仲良く過ごしていることが多い。  【スクールカウンセラーや保護者の面談より】 ●兄が高校受験を控えており、家族が兄を中心の生活。（引っ越しも検討中）	●欠席状況・来室状況等から、曜日や授業に限られるかなどを分析する。 ●本人との信頼関係をつくる。 ●ヘルスアセスメントを行う。（心と体の健康観察）	●担任や保護者から学習面や友人関係、家庭での様子などを聞き取ってまとめる。 ●関係者との会議の日程・場所などを調整する。 ●会議の進行・記録などの役割を決める。	●心身を観察する力 ●心身医療的知識 ●カウンセリング能力 ●マネジメント力 ●関係機関の連絡先一覧の作成 ●関係の文献書籍の整備
手順3 支援づくり ステップ3（支援方針の検討）	●以下のようなメンバーで校内の状況に応じて、支援体制を組織する。 ○費護教諭 ○学級担任 ○管理課（校長・教頭） ○主幹教諭 ○学年主任 ○教育相談主任 ○スクールカウンセラー ○特別支援コーディネーター ○前担任（必要に応じて） ○兄弟の担任（必要に応じて） ○学校医（必要に応じて）	●心の管理と指導を担当する費護教諭はそのチームの中心となって助言する。	●支援チームをつくる。 ●学校医やスクールカウンセラーやの協力を得る際の連絡調整を行う。 ●コーディネーター ●マネジメント力	
手順4 支援方針の検討 ステップ3（支援方針・支援方法の検討と実施）	＜支援の基本的な方針を本人・保護者・外部機関等について記述＞  【本人への対応】 ●頭痛や腹痛等の主訴への対応。 ●本人との信頼関係を築き、本音や願いを十分に話せる場をつくる。 ●生活リズムを確立させる。（特に睡眠）  【保護者への対応】 ●情報を共有し、必要に応じて面談を行う。 （担任・保護者との面談に費護教諭も同席するなど、計画的に進める） 【外部機関との連携】 ●スクールカウンセラーや学校医との連携による支援。	●本人が抱えている心の苦痛や状況の把握を行い、具体的な支援策を検討する。	●支援方針・支援方法を理解し、支援チームで共通理解を図る。 ●関係者と連携力 ●企画力	
手順5 支援・支援方法の検討と実施	＜誰と・どのように（※職の特質を生かした支援）＞ 校長・教頭 学級担任 保護者 教育相談主任 スクールカウンセラー	費護教諭	●保健管理 ●保健教育 ●健康相談・保健指導 ●保健室経営 ●学校保健活動に 関する連携・調整 ●生徒等の問題行動 への対応 ●外部連携 ●運営参画	
手順6 振り返りと改善 ステップ4（児童生徒の状況確認及び支援方針・支援方法）	●担当者の支援の状況把握 ●支援方針の内容や進捗状況を把握 ●保護者との面談 ●必要に応じて電話による連絡相談や家庭訪問 ●健康観察結果の報告 ●クラスでの居場所づくり ●自己肯定感を高める授業  ●関係機関との連携（学校医・かかりつけ医） ●表情の変化 ●行動の変化 ●欠席状況	●学校・家庭での様子を共有する。 ●体調不良が続いているので、かかりつけ医に受診する。 ●自己肯定感を高める言葉かけ  ●児童・保護者の様子を把握 ●昨年度からの申し送り事項の確認・共有 ●WISC検査の実施 ●児童の教室での授業観察  ●表情の変化、出席状況の変化等があつた場合は、関係職員に報告。 ●学校医・かかりつけ医との連携。	●関係者の支援状況を具体的に把握し必要な支援を実施する。 ●保護者との連絡・管理課との連絡・学校医による健康相談・随时に支援会議を開催  ●遅延の来室ができる環境をつくる。 ●就寝時刻の記録。 ●児童の授業・休み時間の様子の観察。  ●表情の変化、出席状況の変化等があつた場合は、関係職員に報告。 ●学校医・かかりつけ医との連携。	●ヘルスアセスメント能力 ●カウンセリング能力 ●企画力 ●コーディネーター力  ●情報収集能力 ●情報処理能力 ●情報活用能力
今後の教育活動につなぐ	＜費護教諭として取り組む教育活動を具体的に記述＞  （保健教育）心の健康と体の健康のつながりについての掲示物を作成し、児童が心の健康も重要なことを理解できるようにする。→【掲示教育】 （保健教育）生活リズム（特に睡眠）の指導とあわせて、自分の気持ちは伝え方等の指導を行なう。→【個別の保健指導】 （健康相談）健康相談を一層充実し日頃から身体の症状、行動、健康観察結果の分析・検討し、記録しておく。→【健康相談の充実】 （保健組織活動）学校保健委員会において「生活リズムの大切さ」や「心の健康」等と関連して周知する。→【地域・保護者との連携】  （保健組織活動）生活リズムや心の健康を児童集会でのテーマとして取り上げる。→【全体指導】 （児童生徒への対応）転出先が決またら、情報提供する。→【他校との連携】	●費護教諭が中心となって教育相談主任の協力を得て管理課への報告・SCとの連携を円滑に行なうことができた。 ●保護者への面談は、母親の希望によりSCが中心にあたるよう分担した。	●保健管理 ●健康相談・保健指導 ●保健室経営 ●学校保健活動に 関する連携・調整 ●児童生徒への対応 ●外部連携 ●運営参画	

「個別の保健指導」「ほけんだより」「保護者会」「宿泊学習」「幼・小・中・高の連携」など具体的に記入する。

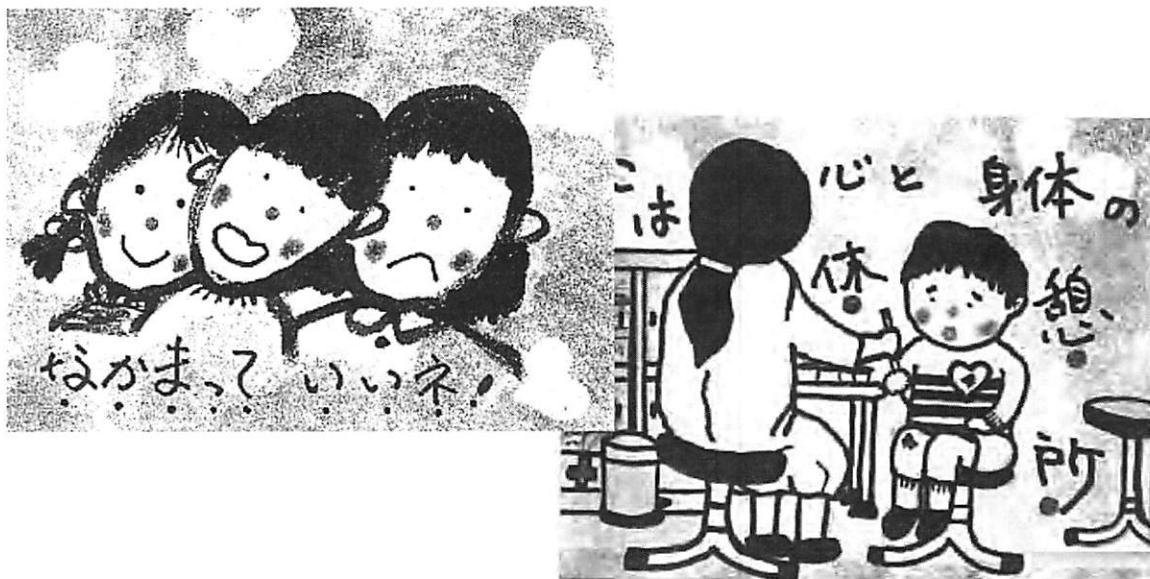
- ①保健管理
- ②保健教育
- ③健康相談・保健指導
- ④保健組織活動
- ⑤保健室経営
- ⑥連携調整
- ⑦児童生徒への対応
- ⑧教育相談対応
- ⑨問題行動への対応
- ⑩外部連携
- ⑪運営参画
- ⑫学校安全



平成 31 年度

## 教育実習サポートガイド

【養護教諭編】



教育(養護)実習生を指導する教員のためのガイドです。

- 初めて実習生を指導する方や、数年ぶりに指導する方は、実習期間前に読むことで、実習の概要をつかむことができます。
- 経験者の方は、辞書のように、必要な部分だけを読み、確認することができます。



本ガイドのほかに、教育(養護)実習の柔軟な運用のアイデアを詳しく解説した動画と、事例集も併せて御覧ください。

- ① eラーニング「教育実習のこれから」(動画)
- ② 教育実習サポートガイド【別冊】(事例・アドバイス集)

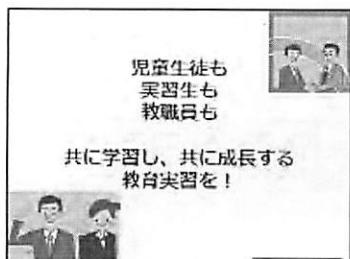
YCANから YCANトップ → 教職員育成課トップ → 大学連携関係

Web から 横浜市教育センタートップ → 大学連携 → 大学連携全般・教育実習

平成 31 年 4 月

横浜市教育委員会

## 教育実習の理念・使い方・目次



### 「人を育てる、自分も育つ」教育実習

現代の学校を取り巻く課題は複雑かつ多様になってきています。横浜市の教職員の状況は、大量退職・大量採用が続く中で、経験の浅い教員の割合が非常に大きくなっています。こうした状況の中で、教育実習の質を向上させ、教育実習生の実践力を向上させつつ横浜市の教職員を志望する学生を増やし、優秀な人材を確保することが急務となっています。

「実際に学校に入ることでしか学べないことがたくさんあります。それぞれの体験を通して『教師にとって大切なものは何か』ということを学びました。」

「教育実習を体験することで、職業としての教員の厳しさを実感しましたが、改めて『教員になりたい』という思いが強くなりました。」

これらは、横浜市の学校で教育実習を行った学生が大学に戻って報告した内容の一部です。

毎年、多くの学校で、「将来、共に子どもたちのために仕事をする後進を養成しよう」という教職員の熱意に支えられて教育実習が行われています。

教育実習は、教員を養成するプロセスの中で大変重要な位置を占めています。一方、実習生の指導を通して学校や指導教員自身が成長する機会であるととらえることもできます。「初心」にかえり、自分自身の教育観や指導方法を改めて見つめ直すのも良いのではないでしょうか。

本サポートガイドが、「人を育てる、自分も育つ」教育実習の実現に向けての一助となれば幸いです。

#### ～ 目次 ～

- I 養護実習(教育実習)とは P 1~6
  - II 指導計画の作成(新項目) P 7~13
  - III 実習生の指導 P 14~20
  - IV 実習生に身に付けさせたい力  
・指導教員自身の振り返り P 25~28
  - V 実習日誌の記入について P 29~30
- 参考資料  
養護教諭教育実習実施要項(案)例  
P 31~32

#### 【新項目】指導計画の作成

教育実習指導の負担軽減を踏まえた、柔軟で効果的・効率的な指導計画の作成について記載しています。

#### □□本ガイドの使い方の例 □□

##### 【初めて実習生を指導する方、数年ぶりに指導する方】

- ①P1からの「I 養護実習(教育実習)とは」を実習前に読みイメージをつかむ。
- ②P7からの「II 指導計画の作成」以降を読み、具体的な指導方法を知る。

##### 【経験者や、全てを読む時間のない方】

- ◆次頁のキーワード目次から、必要な部分だけを確認する。

#### 表記について

- ・教育実習、養護実習、栄養教育実習を「教育実習」と表記
- ・市立学校を「学校」と表記
- ・大学、大学院、短期大学、高等専門学校を「大学」と表記
- ・教育実習生を「実習生」と表記
- ・小・中・義務教育学校を「小・中・義」と表記

#### 教育実習関係資料のダウンロード

YCAN教職員育成課ページ → 大学連携関係 → 教育実習

## キーワード目次

### キーワード目次

新

経験者や、全てを読む時間のない方は、確認したい部分だけチェックしてください。

#### 【指導計画の作成】

- 指導内容に関して定められている事項 P7
- 実習期間の長さ、規定の授業数は？ P8
- 効果的・効率的な指導計画の立案 P8～
- 実習全体のおおまかな計画（一例） P9

- 教育実習の柔軟な運用のアイデア P10
- 具体的な指導計画の作成例 P11
- 横浜市教育実習連絡カード P13

#### 【受入準備、指導教員の心得】

- 養護実習(教育実習)とは P1
- 実施に当たって P2
- 養護教諭として大切にしてほしい日常の視点や児童生徒との関わり P5、6

- 実習生に対するハラスメント P14
- 実習生を迎える前にチェック P15
- 実習生を指導する際の留意点 P15
- セキュリティ・個人情報保護 P15

#### 【事前指導】（事前の打合せ）

- 実習の意義や心得の説明 P16
- 実習生が留意すべき点の説明 P16
- スケジュールや内容の説明 P16
- 必ず確認を
  - ・学習指導案は大学の書式で良いのか
  - ・日誌を手書きで記入するか、PC入力するか
- 教育実習日誌のPC入力 P17

#### 【授業づくりに関する指導】

- 授業づくりに関する指導 P4

#### 【実習生に身に付けさせたい力 ・指導教員自身の振り返り】

- 横浜市が求める着任時の姿 P25
- 人材育成指標 P26
- 養護教諭としての素養 P25、P26
- 児童生徒指導 P25、P26
- インクルーシブ教育 P25、P26
- 専門領域における主な職務内容 P25、P26
- マネジメント力 P25、P26
- 連携・協働力 P25、P26
- 横浜市 教育実習評価票 P27～28

#### 【保健室経営に関する指導】

- 保健室経営に関する指導 P4
- 学校教育目標と保健室経営 P19、P21
- 学校事故の対応と救急処置 P19、P21
- 健康診断の実施と事後措置 P19、P22
- 健康観察及び健康問題の把握 P19、P22
- 疾病の予防と管理 P19、P23
- 学校環境衛生及び環境整備 P19、P23
- 保健教育 P20、P23
- 健康相談 P20、P24
- 学校保健委員会と組織活動 P20、P24
- 学校保健と学校安全 P20、P24
- 清掃指導 P20
- 特別活動（学校行事指導） P20
- 保健室環境 P20
- 合理的配慮 P20

#### 【実習日誌の記入】

- 実習日誌の主な内容 P29
- 日々の記録には、実習生にどのようなことを書かせたら良いか P29
- 日誌への添削、コメントについて P29
- 日誌の実習生記入例 P30
- 指導教員のコメント例 P30

#### 参考資料

- 養護教諭教育実習実施要項【例】 P3

## I 養護実習(教育実習)とは

### I 養護実習(教育実習)とは

#### 1 実施の前に



##### ◆養護実習(教育実習)は必要?

養護教諭になるためには養護実習(教育実習)<sup>(1)\*</sup>を行う必要があります。

※法令上は、養護教諭免許取得の実習は「養護実習」というが、本ガイドでは教諭、養護教諭、栄養教諭免許取得のために学校で行う実習を総じて「教育実習」という。

私たちも、かつては実習生として、当時の教員から指導を受け、教員免許を取得し、現在に至っています。今度は、指導する側として、後輩を育てる役割です。

##### ◆かつての教育実習は

一昔前の大学の授業は座学が中心で、教職の実践の大部分を教育実習にゆだねることが多かったため、教育実習が教員になるための仕上げの場となっていました。

##### ◆今の教育実習の役割は昔とは違う

現在の大学は、実践的な授業や学校体験活動<sup>(2)</sup>を多く取り入れています。さらに実習後、教職の総仕上げとして大学で教職実践演習<sup>(3)</sup>を行うことが法律で定められました。

つまり、現在の教育実習は、リレーで例えるとアンカーではなく、中間走者の役割になります。仕上げではなく、課題や気付き等を大学にバトンパスする、という役割です。



##### ◆優秀な学生を逃してしまわないように・・・

「教員に向いている人ほど『自分にできるのか?』と深刻に受け止め、教職の道を断念してしまう。」と、よく大学教員は言っています。

学校教員から見ると、実習生の行動には課題が多く、つい「そんな甘い考えでは教員は務まらない!」と、言いたくなりますが、もしかすると、自身の実習時に、当時の指導教員は同じ思いを持ちつつも、将来の成長を期待し見守ってくれていたかもしれません。

成長前の自身の姿を思い出し、長い目で見てあげることも大切です。

##### ◆「教員の魅力」を伝えましょう!

「学生を指導できるのか?」と不安に思う人もいますが、上記で述べたように、今は教育実習が教員の最終仕上げの場ではないため、教育実習で即戦力に仕上げる必要はないのです。限られた期間で教員に必要な全ての業務を教えることなど到底できません。

重要なのは、実習生が「自分も先生方のような教員になりたい。だから、もっと勉強しよう。」と思える教育実習を行うことです。

##### ◆自身のためにも

教育実習は、指導を通して自らも振り返り、再確認し、成長する機会でもあります。せっかくのチャンスですから自身のスキルアップにもつなげてください。



(1) 教育職員免許法第5条・別表第1、教育職員免許法施行規則第9条以降に定められている。  
必要な指導内容は、教職課程コアカリキュラムに記載している。

(2) 学校インターンシップや学校ボランティア等

(3) 様々な活動を通じて、学生が身に付けた資質能力が、教員として最小限必要な資質能力として有機的に統合され、形成されたかについて、課程認定大学が自らの養成する教員像や到達目標等に照らして最終的に確認するものであり、いわば全学年を通じた「学びの軌跡の集大成」として位置付けられるものである。

## I 養護実習（教育実習）とは

## 2 実施に当たって

### ◆一人で抱えこまない

受入校の教職員は、実習生にとって「ロールモデル」となります。将来の仲間を全員で育てる意識を持ち、教職員が共通理解を図ることが大切です。

指導教員一人で全てを抱え込みます、事前に、管理職や教育実習実務担当者、教務主任、学年主任等に相談し、協力体制を築いてもらいましょう。

また、自身でも、実習中に出張等がある場合や、放課後の活動に参加させる場合など、あらかじめ想定できることは、他の教員との連携を図っておきましょう。

**実習生が困った経験** 「指導教員が出張に出てしまい、どうしたらよいか分からなかった。」「放課後、指導教員と部活動の顧問から異なる指示がでて困った。」



### ◆粘り強い指導を

ボランティア等の学校体験活動を行った学生でも、保健室経営等は初めてです。スムーズにいかないことの方がはるかに多いでしょう。基礎的技術やコミュニケーションスキルの向上については粘り強い指導が必要です。ただし、実習生の責任・能力を超えるような児童生徒指導や対応等は行わせないよう配慮してください。

## 3 小・中・義務教育学校の養護実習の留意点

### ◆「事前打合せ日」を1か月前までに実習生に連絡

※大学（実習生）には、事前打合せ日が決定したら、2週間前までに「横浜市教育実習連絡カード」を実習校に提出するように伝えています。

### ◆「横浜市 教育実習（養護実習）評価票」を必ず使用

P27 フォームは学校教員がダウンロード（YCANトップ→教職員育成課トップ→大学連携関係）

※大学の評価票が添付してある場合は無記入で返送

### ◆養護実習日誌のPC入力・貼付けを可能に



## 4 養護実習の流れ

### （1）受入準備

まず、P27の評価規準等を確認し、ゴールをイメージしましょう。それを踏まえ、実習前の事前打合せまでに、①実習期間のおおよそのスケジュール※、②授業で扱う単元等、を決めておきましょう。また、使用可能な機器(PC等)、設備等も確認しましょう。

※実習中の授業時数と内容、実習生への講話の予定、行事予定、自身の出張等の予定 等 (P11 参照)

**【小・中・義務教育学校】**実習生が「横浜市教育実習連絡カード」(P13)を事前打合せの約2週間前に提出します。実習計画を立てるための参考資料として御活用ください。

## I 養護実習(教育実習)とは

### (2) 事前指導

事前打合せでは、教育実習実務担当者と協力し、次の事項の指導を行います。(P16)

- ①養護実習の意義や心得 ②実習生が留意すべき点 ③スケジュールや内容

また、次の点についても必ず確認してください。

- ①どの教科書を使用するのか、学習指導案は大学の書式で良いのか。
- ②実習開始までに実習生が予習すべき内容があるか。
- ③小・中・義務教育学校 養護実習日誌のPC入力・貼付けを行うか。(P17)  
※「横浜市教育実習連絡カード」(P13)にPC入力を行うかどうかについての記載あり



### (3) 日々の打合せ（指導、振り返り）

#### ◆初めに確認を

①自校の教育課程、②学校・学年・学級・保健室等のきまり、③児童生徒の状況を伝えましょう。その際、児童生徒の個人情報には十分配慮し、実習生には必要最低限の情報の伝達に留めましょう。

また、学校はチームで動いているということを伝え、見聞きしたことは必ず報告し、個人で判断しないよう指導しましょう。

#### ◆見るポイントを指示

実習生は、初めての体験が続きます。何をどのように見ればよいのかが分かりません。見学時には、どこに注目して見るかを事前に伝えましょう。

#### ◆必ずメモを

見学時や体験時に気付いたことや教員の助言は、その場で必ずメモをとるように指導しましょう。メモをとる習慣がつけば、実習日誌の記入も早くなり、時間の有効利用にもつながります。

#### ◆今後の成長につながるアドバイスを

日々の振り返りの時間は、まず実習生に良かった点や課題を語らせるとよいです。その上で良い点は称え、課題や気付いていない点は、どうすれば良くなるか、と一緒に考えたり、ポジティブな助言をしたりするとよいでしょう。

#### ◆日々、軌道修正を

ゴールに到達することだけを考えていると、途中の過程がおろそかになったり、実習生がついてこられず精神的にダメージを負ってしまったりする場合があります。日々、軌道修正し、実習生へのサポートを多めにするなどして、日々の業務になるべく影響がないよう調整しましょう。

## I 養護実習(教育実習)とは



### (4) 保健室経営に関する指導

実習生は養護実習初日から指導教員と共に保健室に行き、保健室経営の実習に取り組むことになります。まず、担任等が行う健康観察から、児童生徒一人ひとりの心身の健康状態を、さらには学校全体の様子を実習生に把握させることが必要です。そして、保健室来室者への対応、救急処置、健康相談、保健指導、環境衛生等を徐々に実習生に担当させながら、指導教員は実習生の指導とフォローを行います。

指導教員は、実習中も通常通り児童生徒一人ひとりに目を向けながら、実習生の指導を行うようにしてください。



### (5) 授業づくりに関する指導

#### ◆授業参観（示範授業）

この後、実習生自身が教壇に立つことをイメージし、視点を明確にして見るようさせましょう。他の教員の授業も見学させるとよいです。

#### ◆授業計画

必ず新規の授業を作成させなければいけない、というわけではありません。指導教員の授業を模倣したり、アレンジしたりして実践するという方法もあります。

#### ◆授業準備

指導内容や配付資料に不適切な部分がないかを確認してください。

危険が伴う器具等扱う場合は、事前に必ず留意事項を確認させましょう。

#### ◆授業実践・研究授業

実習生の授業は時間通りに進まないことが多いです。児童生徒の学習に影響がでないよう、適宜フォローしましょう。

実習後半に研究授業を設定する場合、実習開始時から綿密なスケジュールで進めることや、時間割の調整等、ある程度の経験が必要です。初めての指導教員時はまとめの研究授業を設けず、一つひとつの活動を大切にしていくという方法もあります。設定する場合は実習生の能力に合った内容にするよう心がけましょう。



### (6) 反省会での振り返り

実習最終日に、実習生の反省会を行う学校が多くあります。P1で述べたように、養護実習は総仕上げの場ではありませんので、今後につながるポジティブな助言を行いましょう。「教員になるために、足りない部分を大学でしっかり学んできます！」と実習生が言えるような終わり方ができるとよいです。

## I 養護実習(教育実習)とは

# 5 実習生に伝えたい 養護教諭として大切にしてほしい 日常の視点や児童生徒との関わり

養護教諭が前述の職務を行うに当たり、児童生徒理解は不可欠なものです。児童生徒を理解することで、児童生徒が保健室に来室した際の様子から訴えの背景にある問題にいち早く気づき対応をとることができます。しかし、児童生徒を理解するためには保健室内の中の情報だけで十分とは言えません。そこで、他の教職員等と積極的に関わり、情報収集に努めることが重要です。

養護教諭には「集団の中における個の育成」と「個を取り巻く集団の育成」の両側面からの教育が求められます。それらを行う上で必要となる養護教諭の専門性の一つとして独自の気付きがあり、違和感、不自然さ、不可解さなどによって構成されています。この能力を習得するためには二つの事に留意して様々な活動を行っていく必要があります。

- ① 絶えず新しい知見、動向、専門知識を習得しようとする姿勢
- ② 気付きの感性を養うこと

そのためには、保健室の中だけではなく、学校教育活動全体を通じて、できるだけ多くの児童生徒と接する機会を持つことが大切です。

## 1 健康観察

学級担任をはじめ教職員により行われる健康観察は、日常的に子どもの健康状態を観察し、心身の健康問題を早期に発見して適切な対応を図ることによって、学校における教育活動を円滑に進めるために行われます。

学級担任等が行う朝の健康観察をはじめ、学校生活全般を通して健康観察を行うことは、体調不良のみならず心理的ストレスや悩み、いじめ、不登校、虐待や精神疾患など、子どもの心の健康問題の早期発見・早期対応にもつながります。

## I 養護実習（教育実習）とは

### 2 集団の中での児童生徒の様子を把握するために

ひとくくりに児童生徒といっても心身の発達の段階には個人差がみられ、個に応じた指導や支援が必要なことは言うまでもありません。一方、学級等の集団内の児童生徒の様子を観察等により知ることは、個に応じた指導や支援に大いに資するものとなります。

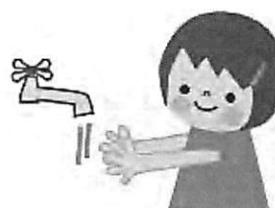
しかし、養護教諭が常に学級等の集団の観察に携わることは現実的ではありません。そこで、学級活動や給食や昼食時等の時間を積極的に活用して、集団の中での児童生徒の様子を把握することが望ましいと言えます。

### 3 他の教職員との連携

児童生徒一人ひとりへの理解を深め、学校保健を進めるためには、他の教職員との連携が不可欠です。特にいじめや不登校の早期発見・対応については関係教職員との連携が重要となります。

### 4 放課後の過ごし方

授業が終わった後に児童生徒が学校内で過ごす理由は様々です。児童生徒が校舎内にいる間や下校時間は学校管理下の指導時間ですので、常に行がなどの事故発生に備える必要があります。特に中学校・高等学校等では部活動により事故が発生しやすいため注意が必要です。時間帯によっては医療機関の診察受付時間に間に合わないことがあるため、事前に医療機関の診察時間を把握しておく必要があります。また児童生徒が下校した後は学校内外の実情、養護教諭の考え方、仕事量などにより実習生の過ごし方が異なります。勤務時間内をどのように過ごしているかを例示するなどして実習生の指導に当たることが大切です。



## II 指導計画の作成

### 1 指導内容は柔軟な運用が可能



実習って、必ずやらなければいけないことがたくさんあると、聞いているけど、忙しい中、全部できるかなあ・・・

このように思いこんでいる方が多くいますが、法律で定められている事項※はそれほど多くはありません。どのように指導を進めていくかは受入校に任せられています。

さらに、大学担当者と事前に相談することで、次のようなことができる可能性があります。

- (例) 事前に実習期間に扱う単元等を大学担当者に伝え、大学で学習指導案の下準備を実施
- (例) 事前に自校でボランティア等を行っている場合は、実習前に講話・示範授業を実施
- (例) 事前打合せ時に講話の一部を実施



実習前の時間を有効に使うことで、実習期間内にゆとりが生まれます。



まずは、イメージをつかむために、次の動画を見てみましょう。

e ラーニング「教育実習のこれから」(動画)  
YCANから YCANトップ → 教職員育成課トップ → 大学連携関係  
Web から 横浜市教育センタートップ → 大学連携 → 大学連携全般

#### ※【指導内容に関して、法律で定められている事項】

##### [教育職員免許法、及び、同施行規則]

- 実習を行う校種・教科・職種と単位数（実習時間数）

##### [教職課程コアカリキュラム]

※「教職課程コアカリキュラム（教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会）」から抜粋

- 児童生徒との関わりを通して、その実態や課題を把握することができる。
- 指導教員の実施する授業を視点を持って観察し、事実に即して記録することができる。
- 教育実習校の学校経営方針及び特色ある教育活動並びにそれらを実施するための組織体制について理解している。
- 学級担任や教科担任等の補助的な役割を担うことができる。
- 学習指導要領及び児童又は生徒の実態等を踏まえた適切な学習指導案を作成し、授業を実践することができる。
- 学習指導に必要な基礎的技術（話法・板書・学習形態・授業展開・環境構成など）を実地に即して身に付けるとともに、適切な場面で情報機器を活用することができる。
- 学級担任の役割と職務内容を実地に即して理解している。
- 教科指導以外の様々な活動の場面で適切に児童又は生徒と関わることができる。

上記の事項や「横浜市教育実習（養護実習）評価票」(小・中・義)(P27)の事項を期間内に効率よく行うためには、どのような指導計画が必要か、という手順で考えていきましょう。

## II 指導計画の作成

**2 効果的・効率的な指導計画の立案に向けて**

まず、よりよい養護実習とはどのようなものかについて考えてみましょう。



**市立学校にとって**

質を落とすことなく、今よりも負担が軽減される養護実習



**実習生にとって**

教員の魅力を感じることができる養護実習

上記を踏まえた、指導計画を作成していきましょう。

## (1) 事前情報の確認、大学担当者と相談



指導計画の作成の前に、まず次の状況を確認してみましょう。(該当する方に○)

		A	B
学校 の 状況	実習期間中や期間前後に大きな行事等は?	ある	ない
	指導に携われる教員数は?	少ない	多い
	指導者の経験値は?	経験浅い	経験豊富
実習 生の 状況	実習期間は?	短い	長い
	実習生の大学等での履修状況(実習学年)は?	少ない	多い
	実習生は学校体験活動を経験しているか?	なし	あり

Aに○が多くついた場合、教員、実習生共にかなりあわただしくなることが予想されます。

P8の表を参考に、効率のよい指導計画を考えましょう。

さらに、事前に大学担当者※と連絡を取り合うことで、既に大学で学んでいる部分を実習では割愛したり、実習前から取組を開始したりと、効率化を図ることが可能になります。

※ 小・中・義の場合、「横浜市教育実習生受入承認書」に大学担当者の連絡先が記載されています。

## (2) 指導計画の作成



(1)の表の状況を踏まえ、養護実習の指導計画を作成していきましょう。

計画作成後に、実習生の状況と進度が合わない場合は、たとえば、実習生が行う授業数を減らしたり、TTでの授業を多めに設定したりするなど、日々修正を加えましょう。

事前打合せよりも前に、実習生の情報を入手※しておくことで、事前打合せの日に、指導計画を説明することができ、実習のスタートがスムーズになります。

※ 小・中・義の場合、「横浜市教育実習連絡カード」P13に実習生が記入した情報が記載されています。

## (参考) よくある質問

## Q1 大学が指定する実習期間の長さを変更することはできるのか?



大学が定めた規定時間数を下回らない範囲での変更については、大学の担当者と相談することで可能になる場合※もあります。(例:大学からは2週間で依頼されているが3週間で実施したい 等) ※大学の他の授業との兼ね合いが難しい場合もあります。

## Q2 規定の授業数はあるのか?

法律では定められていません。学校の事情や、実習生の資質・能力を踏まえ、最適な授業時数を設定しましょう。大学が目標授業時数を提示する場合がありますが、それが達成できそうもない状況のときは、大学担当者と相談し、適した時数で行いましょう。

## II 指導計画の作成

### 3 養護実習のゴールを見据えましょう



期間中に教員の全ての業務を教えることは不可能です。大切なことは、①実習生が実習を通して自身が不足している点に気付く、②実習生が自身の成長を実感できる、③実習生が教員の魅力を感じ、教員を目指すモチベーションが上がる、ゴールを迎えることです。

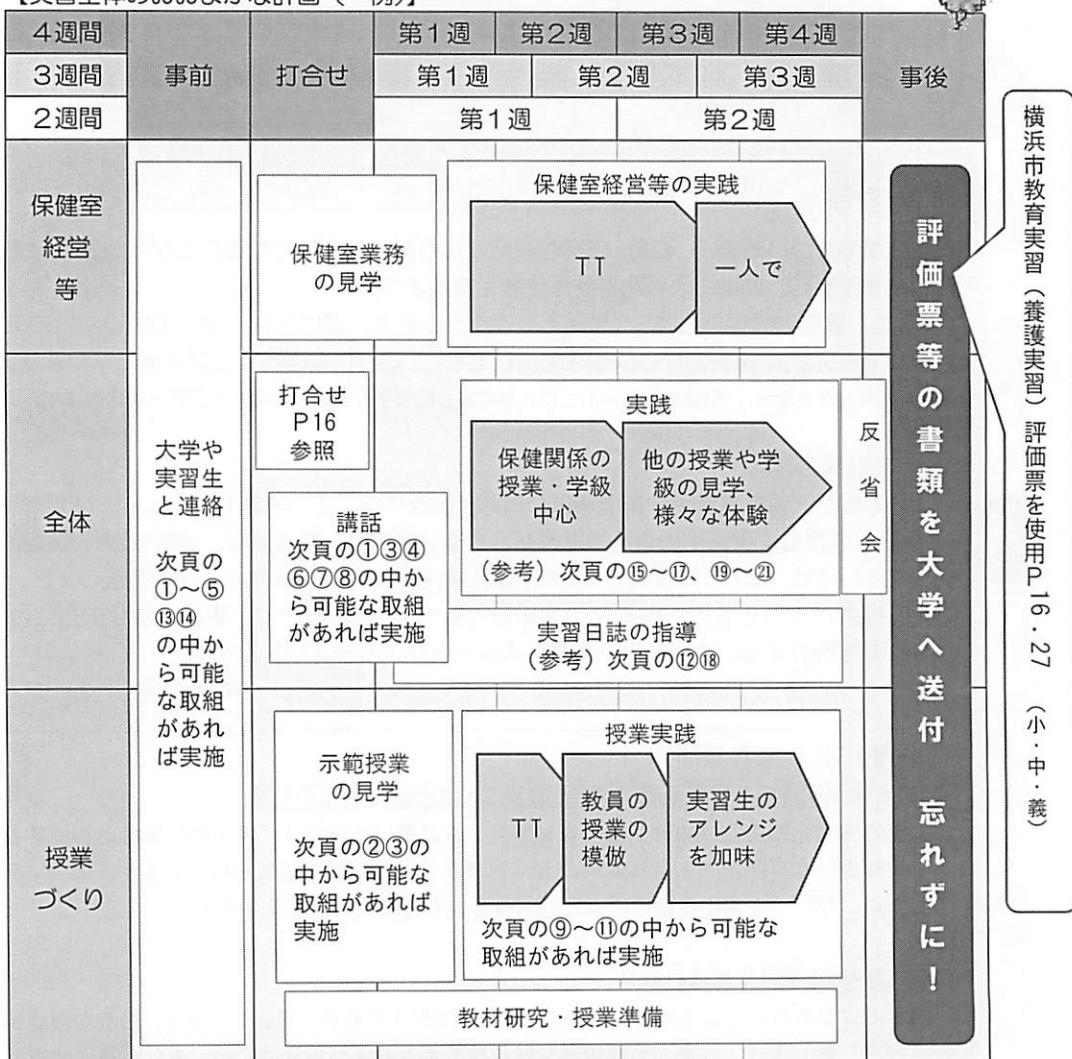
### 4 指導計画の作成

はじめに、次の一例を参考に、実習全体を見据えたおおまかな計画を考えてみましょう。学校や実習生の状況を踏まえ、時間的に無理のない指導計画を作成しましょう。

次頁のアイデアを取り入れることで効果的・効率的な養護実習が可能になります。

次の計画表の①～⑩の番号は、次頁の表中の番号とリンクしています。次頁のアイデアは多くの教員等が協議して考えた取組ですので、ぜひ活用してみてください。

【実習全体のおおまかな計画（一例）】



## II 指導計画の作成

★横浜市大学連携・協働協議会で、  
学校・大学の教職員が考えた柔軟な運用のアイデア



養護実習前	①事前に大学担当と相談し、既に大学で学んでいる部分は割愛 ②事前に実習期間に扱う単元等を大学担当者に伝え、大学で学習指導案の下準備を実施 ③事前に自校でボランティア等を行っている場合は、実習前に講話・示範授業を実施 ④他校種の実習を経験済みの学生は、既習のものは割愛 ⑤横浜市教育実習連絡カード※で学校体験活動の様子を確認 ※小・中・義務教育学校のみ
事前打合せ	⑥事前打合せ時に講話の一部を実施
講話	⑦講話等のeラーニング化 ⑧内容を整理し精選
授業実践	⑨ゼロから授業を作るのではなく、指導教員の略案を基に授業を実践 ⑩教員が行った授業を参考に、実習生が学習指導案を作成し実践
まとめの研究授業	⑪まとめの研究授業(発表)は状況に応じて、実施、又は、実施しない <b>【アイデア1】</b> 早い段階で基礎的技術を習得し、意欲のある実習生で、教員も業務に支障をきたさない指導計画が立案できる場合は、より発展的な研究授業を行う <b>【アイデア2】</b> 研究授業といつても着飾ったものではなく、普段通りの授業でよい <b>【アイデア3】</b> 実習生が行う授業はすべて研究授業なのだから、特別な研究授業はあえて設けなくてもよい <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <b>【まとめの研究授業のよい点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆教育実習の総まとめができ、実習生が多く教員等から講評を受けられる。</li> <li>◆授業を十分に吟味し組み立て、質の高い授業を構築することができる。</li> <li>◆実習生が達成感を感じることができる。</li> </ul> <b>【まとめの研究授業の課題】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆準備の段階で教員にも実習生にも大きな負荷がかかる。</li> <li>◆教員も実習生も帰宅時間が遅くなる。</li> <li>◆初めて実習を担当する教員は先の見通しがつかず、業務に影響ができる。</li> </ul> </div>
机上の作業	⑫実習日誌の文章の体裁を整えることは不要、 指導教員が文章の体裁を添削することも不要
養護教諭に特化したアイデア	⑬学校体験活動時に、保健室業務、校外学習、行事など幅広い経験ができるよう調整 ⑭健康診断に合わせて学校体験活動を実施 ⑮養護実習時に学校保健委員会を開催するよう調整 ⑯数日でも他校種見学ができるよう調整 ⑰小中プロックで学校体験活動、養護実習を実施
その他のアイデア	⑱実習日誌への教員からのコメントを週2回程度に ⑲授業時数だけにこだわるのではなく、授業以外の時間を作ることも大切 ⑳経験の浅い教員との合同研修を実施 ㉑担当教員と学生がお茶を飲みながら懇談するプログラムをつくるなど、ゆとりの時間を設けることも必要

各学校でその他の工夫も考えてみてください。

上記の柔軟な運用のアイデアを更に詳しく解説！

教育実習サポートガイド【別冊 事例・アドバイス集】も併せて御覧ください。

## II 指導計画の作成

### 養護実習スケジュールの作成例

校種や学校の状況に応じて計画してください。  
また、計画後も実習生の進捗を考慮しながら、  
調整を行ってください。

【2週間】 ○○年度 教育実習内容及び日程表(養護) 横浜市立A小学校

週	ねらい	日	曜	学校行事	実習予定	朝の会/給食/ 掃除	1校時	2校時	3校時	4校時	5校時	6校時
第一週	教育 み ・ 実 習 計 画 を 立 て か る	月				1年	健康観察	学校概要	保健実務	保健実務	教師の心構え	
		火				2年	健康観察	学校教育	救急処置		教育課程	
		水				3年	健康観察	感染症	保健室経営			
		木				4年	健康観察	児童理解		学校給食		委員会活動
		金				5年	健康観察	学校保健と 学校安全				人権教育
第二週	教育 活 動 の 全 体 を 把 握 し 、 実 習 計 画 を 立 て か る	月				6年	健康観察	保健教育			師範授業参観	
		火		指導案作成	個別支援級	健康観察	健康診断	個別支援級	個別支援級			
		水		指導案・教材作成	授業クラス	健康観察	学校保健委員会	授業クラス	授業クラス			
		木		教材作成	巡回	健康観察	学校環境衛生					
		金		授業実践	巡回	健康観察	授業実践	授業振り返り			教育実習振り返り	

※朝の会(健康観察)、給食、掃除の学級指導・参観については、前日中に、各担任と打合せ(あいさつ)する。

※1校時は学校を巡回しながら健康観察・校内の衛生環境等観察を行う。

※講義等がない時間は、保健室の実務を体験しながら執務全般について学ぶ。

【4週間】 ○○年度 教育実習内容及び日程表(養護) 横浜市立B小学校

週	ねらい	日	曜	学校行事	実習予定	朝の会/給食/ 掃除	1校時	2校時	3校時	4校時	5校時	6校時
第一週	つ か み ・ 実 習 計 画 を 立 て か る	月				巡回	健康観察	学校概要	保健実務	保健実務		
		火				巡回	健康観察	教師の心構え	保健実務	保健実務		
		水				巡回	健康観察	救急処置	保健室経営		学校教育	
		木				巡回	健康観察	感染症			教育課程	委員会活動
		金				巡回	健康観察	学校保健と 学校安全				
第二週	基 本 的 教 育 方 法 を 習 得 し 、 実 習 計 画 を 立 て か る	月				1年	健康観察	保健室経営			学校給食	
		火				巡回	健康観察	健康観察				人権教育
		水				3年	健康観察	健康教育	保健指導師範授業			
		木				巡回	健康観察	健康教育			保健学習師範授業	クラブ活動
		金		クラス体験(中)		4年	健康観察	学校保健委員会	4年	4年		児童理解
第三週	教 育 活 動 の 全 体 を 把 握 し 、 実 習 計 画 を 立 て か る	月		クラス体験(低)		2年	健康観察	2年	2年	2年	師範授業参観	
		火				5年	健康観察	健康診断			指導案作成	指導案作成
		水				巡回	健康観察	学校環境衛生				
		木		クラス体験(高)		6年	健康観察		6年	6年	教材作成	教材作成
		金		クラス体験 (授業クラス)		授業クラス	健康観察		授業クラス	授業クラス	教材研究	教材研究
第四週	基 本 教 育 方 法 を 習 得 し 、 実 習 計 画 を 立 て か る	月				6年	健康観察	教材研究			教材研究	教材研究
		火		クラス体験(個別級) 授業実践		個別支援学級	健康観察	授業実践	授業振り返り	個別支援学級	個別支援学級	
		水		保健室経営 保健だより作成		巡回	健康観察	保健室	保健室	保健室	保健室	代表委員会
		木		保健室経営		巡回	健康観察	保健室	保健室	保健室	保健室	保健だより印刷
		金		教育実習振り返り 挨拶(職員・児童)		授業クラス	健康観察	保健室	保健室	保健室	教育実習 振り返り	

※朝の会(健康観察)、給食、掃除の学級指導・参観については、前日中に、各担任と打合せ(あいさつ)する。

※1校時は学校を巡回しながら健康観察・校内の衛生環境等観察を行う。

※講義等がない時間は、保健室の実務を体験しながら執務全般について学ぶ。

## 二 指導計画の作成

【2週間】 ○○年度 教育実習内容及び日程表(養護) 横浜市立C中学校

週	日	曜	学活/昼食	1校時	2校時	3校時	4校時	5校時	6校時	放課後
第一週		月		校長講話	特活指導部長講話	生徒指導専任講話	保健室ガイダンス(実習予定等)	健康観察		
		火		保健指導部長講話		管理を要する生徒について				保健委員会活動
		水		組織活動				学校事故	応急処置	職員AED研修
		木		健康相談		個別支援学級実習		ほけんだより作成		
		金		感染症		学校環境衛生		スクールカウンセラー講話		
第二週		月		学校保健計画 学校安全計画	保健室経営		保健室経営の実際			
		火		保健教育	保健教育			保健室経営の実際		
		水		健康診断	健康診断					
		木		検診準備	耳鼻咽喉科検診		検診片付け			
		金				保健室経営の実際				実習反省会

※1校時は校内を巡回しながら健康監査、衛生環境観察を行う。

※講義等が無い時間は、保健室実務を体験しながら執務全体を学ぶ。

【3週間】 ○○年度 教育実習内容及び日程表(養護) 横浜市立D中学校

週	日	曜	学活/昼食	1校時	2校時	3校時	4校時	5校時	6校時	放課後	課題
1		月		校長講話	特活指導部長講話	学習指導部長講話		養護教諭の職務		部活動	他科実習生との情報交換
		火	3年	生徒指導部長講話	保健指導部長講話					部活動	
		水	3年	特別支援コーディネーター講話	健康相談・関係機関との連携				保健学習・保健指導	部活動	保健学習指導案作成
		木	3年	応急処置	危機管理			スクールカウンセラー講話	尿検査回収準備		
		金	3年	尿検査回収	定期健康診断					欠席者身体計測	
2		月	2年	保健体育科授業見学				保健体育科授業見学	部活動	保健指導案作成	
		火	2年		保健体育科授業見学	保健体育科教科会				委員会	
		水	個別							生徒会本部	
		木	2年	保健室経営計画	学校保健計画・学校安全計画					教材作成	
		金	2年						保健指導(年組)	大学教授来校	保健だより作成
3		月	1年	保健室事務	資料・文書作成の工夫					部活動	
		火	1年	学校保健委員会						部活動	
		水	個別	保健室経営の実際							
		木	1年	保健室経営の実際						部活動	
		金	1年			他科実習生研究授業				実習反省会	

※講義等が無い時間は保健室執務を学ぶ他、校内巡視、授業見学、保健室登校生徒と過ごす等、指導教諭と相談しながら職務全般を学ぶ。

## II 指導計画の作成

### 【参考】横浜市教育実習連絡カード 小・中・義務教育学校

実習生が、事前打合せの約2週間前に提出します。実習計画を立てるための参考資料として御活用ください。

#### 横浜市教育実習連絡カード

大学名	名前	教科等
-----	----	-----

◆次の表は、約1年前に提示した「教育実習を行うままでに身に付けてほしいこと」です。  
この中で、実習中更に高めていきたいと思う項目に○を付けてください。

1 教職の素养		更に高めていきたい項目に○
(1) 自己研鑽・探究力	・指導者の助言を素直に受け入れ、それを基に自身で考えることができる。 ・自ら積極的に質問したり、様々な活動に意欲的に参加したりできる。	
(2) 関心・意欲	・教員の役割や使命を十分理解した上で、教育実習に臨むことができる。 ・児童生徒に向かい合い、丁寧に聞わっていこうという意欲がある。	
(3) 使命感・責任感	・社会人としてのマナーや法令等が守ることができる。 ・教育実習中は教員と同様の立場であることをわきまえ、行動するこ	
(4) 人間性・社会性	・人との信頼関係を築こうと努めている。 ・人間性や教職の専門性を高めるために、様々な経験を積んでいる。	
(5) コミュニケーション	・人と積極的に関わり、協力して活動することができる。 ・自身の思いを伝えたり、相手の気持ちを察したりすることができる。	

2 児童生徒理解		更に高めていきたい項目に○
	・児童生徒の発達の段階に応じた特性をおおむね理解している。 ・児童生徒と接する心構えができる。	

3 授業力		更に高めていきたい項目に○
	・教科等の基礎知識と基本的な授業の組み立て方を理解している。 ・大学等で学んだ学習指導案の記入方法を理解し、作成することができる。 【保健室経営（養護実習のみ）】・保健管理や応急処置・対応の基本的事項を理解している。 【保健室経営（養護実習のみ）】・個別や集団の保健教育の資料等を作成することができる。	

学生には、この表の内容を、横浜市で教育実習を行うことが決定した時点で、大学から提示してもらっています。  
各大学には、実習を行うままでに学生がこの内容を身に付けられるよう指導をお願いしています。

※【指導教員の方へ】学生には、教育実習を行うままでに、上記を身に付けてほしい旨を前年度に伝えています。

□ 上記の表で○を付けた部分を高めていくためには、実習中どういう取組が必要だと考えますか。

□ 大学等の授業で何を学び、どう教育実習に生かしていきたいか、また、教育実習中、特に学んでみたい、又は体験したいことを記入してください。

□ 教育実習の実施に当たり、心配なことや不安なことがあれば記入してください。

□ 実習校以外で学校体験活動（インターンシップ、ボランティア等）を行った方は、体験した

教育実習日誌へのPC  
入力をどのような形で  
行うかについて記載し  
てあります。

□ 教育実習日誌のPC（パソコン）入力について、次の質問的回答を選び○を付けてください。

Q1 日誌へのPC入力を大学等は許可していますか？ ①許可している ②許可していない

Q1で①または  
答えた方  
のみ Q2 実習時に自分が所有しているPC<sup>※</sup>を使えますか？ ①使える ②使えない

Q3 横浜市のフォームを使用しますか？ ①Aを使用 ②Bを使用 ③Cを使用 ④カスタムを使用 ⑤使用しない

※自身のPCを所有していない場合、市立学校のPCが貸し出せる場合に限りPC入力ができます。

【大学等の担当者記入欄】大学等からの申し送りがある場合は御記入ください。（個人情報は除外）

★面接時に市立学校から、上記以外のことを記載するよう指示があった場合は裏面に記載して下さい。

連絡カードの取扱いには十分な御配慮をお願いします。

## III 実習生の指導

事前指導や実習期間中に、指導していく点や注意すべき点を確認しましょう。

## 1 実習生に対するハラスメントについて

セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどハラスメントの種類は様々ですが、発言や行動等が本人の意図にかかわらず、相手を不快にさせたり、人格や尊厳を傷つけたり、不利益や脅威を与えることを指します。

平成27年に大学等が実施した調査では、関東地方等の大学に在籍し、教育実習を終えた学生のうち3.5%に当たる学生がハラスメント被害を直接受けたと回答しています（平成28年8月25日 日本経済新聞）。

大部分の実習生にとって、教育実習は教員への入り口だけでなく、社会人への入口でもあります。ハラスメント行為を受けたことにより、教員への夢や希望が壊され、社会に対する不信につながってしまうこともあります。

次の想定される事例を確認し、ハラスメント等がないように注意してください。

【事例1】指導教員から「教員に向いていない」等の発言や、人格を否定する発言を受けた。

【事例2】指導教員が感情的になり、「もう来なくていい」などの発言があった。

☞ いかなる理由があっても、相手が「傷つけられた」と感じれば、ハラスメントになります。実習生の発言や行動などに課題があり、厳正な指導が必要な場合もありますが、児童生徒への指導と同様に、十分な配慮が必要です。

【事例3】部活動の朝練習や休日練習への参加は当たり前だと言われた。

☞ 養護実習は、不慣れな場所で緊張が続く活動です。さらに、学習指導案の作成や授業の準備等忙しい状況が続きます。部活動への参加は意義のある経験ですが、早朝や休日の部活動への参加は、本人の合意はもとより、校長の了解の上で実施してください。

【事例4】教育実習中は、夜の9時や10時まで学校に残るのは普通だと言われた。

☞ 教育（養護）実習の実施時間は、原則として勤務時間内です。実習内容の進度によってはやむを得ず退出時間が遅くなる場合もありますが、実習生の健康に十分配慮してください。

【事例5】指導教員から個人的なメールをもらったり、食事に誘われたりして困った。

☞ 親しみのつもりで行ったことでも、相手が不快と感じればハラスメントになります。行動や発言等、気を付けてください。

教育に求められるものは時代とともに変わっていきます。児童生徒への指導と同様に「自分の時はこうだった」という体験にこだわることなく指導に当たるようにしましょう。

## 2 受入準備

### ①実習生を迎える前にチェック！

- 自身の子どもとの関わり方を確認 ☐ 日頃の自身の指導に不十分なところはないか
- 保健室や保健相談室等の環境整備 ☐ 使用のルールの徹底や整理ができているか
- 保健教育でどの資料等を扱うか ☐ 年間指導計画の中でどの部分が適当か
- 実習生に対する評価規準を確認 ☐ ゴールの目標を確認

「横浜市教育実習評価票」(P27)を開始前に確認すると指導の見通しがもてます。小・中・義

### ②実習生を指導する際の留意点

- ◆ ハラスメントの防止 (P14)
- ◆ 実習生の帰宅時間や健康面への配慮
- ◆ 実習生が相談しやすい雰囲気・環境づくり
- ◆ 実習生が見通しをもてるスケジュール作成 (P11~12) や的確な指示

実習中、実習生との  
「振り返りの時間」を  
適宜設定しましょう。

### 「横浜市教育実習連絡カード」を活用しましょう！小・中・義

実習生が、大学で学んだこと、実習に向けての学び、意気込みなど、指導教員に伝えたいことを記したカードを事前打合せの約2週間前に学校に提出します。

実習計画を立てるための参考資料として御活用ください。

### セキュリティ・個人情報保護について

- ◎ 実習生が文書作成などのために学校で使用できるパソコンは、原則として、学校所有のスタンドアローンのパソコン、又は、実習生のパソコン※に限ります。学校でプリントアウトする場合は、学校所有のUSBメモリー等（私物は不可）を介して、教員立ち合いの下で行ってください。  
※管理は自己責任、校内ネットワークへの接続不可、ウイルス対策ソフトがインストール済、使用しているOSの更新状況も最新に。
- ◎ 児童生徒の個人名の入ったデータ（スマートフォン等での撮影も含む）や文書（名簿、ワークシート等）を持ち帰らないよう、実習生に指導してください。実習生が使用した個人名の入った文書等は、実習終了時に全て回収又は破棄してください。

#### 学校からのアドバイス



実習生をプラス評価し、良い面を引き出しましょう。

経験者の私たちと同じレベルのことはできません。根気良く指導ていきましょう。

全てを実習生任せにせず、指導教員が日々一緒に関わり、フォローをこまめにしていくことが大切です。

#### 大学からの声



魅力のある教員に出会った学生は、教員を目指す気持ちがより深まるようです。

学校が相談しやすい環境を作ってくれたので、実習生が救われました。

## III 実習生の指導

## 3 事前指導（事前の打合せ）

## ①実習の意義や心得の説明

- ◆ 実習の意義
- ◆ ふさわしい態度、服装等
- ◆ 実習中は学生ではなく教員と同様の立場であるという自覚

## ②実習生が留意すべき点の説明

- ◆ 学校・学年・学級等のきまりや教職員の指示に従う
- ◆ 知り得た個人情報を口外したり、ブログでの発信やSNSの投稿を行ったりしない
- ◆ 原則として撮影や録音等を行わない（必要がある場合は、学校の許可を得て学校機材を使用）
- ◆ 児童生徒と個人的なやりとりを行わない（アドレス交換等も禁止）
- ◆ 児童生徒を中傷したり、危険にさらしたりしない
- ◆ 実習生が自身の体調管理に留意する

## ③スケジュールや内容の説明

- ◆ 実習終了までの全体の予定の説明（P11～P12）
- ◆ 児童生徒の実態、個々の状況の説明
- ◆ 担当の教科担任との打合せ（教育課程の理解）
- ◆ 持ち物や出勤時間、行事計画等の確認



## 必ず確認を！

◎どの教科書を使用するのか、学習指導案は大学の書式で良いのか等を伝えてください。

⇒大学の書式をPCで作成する場合、実習開始前にフォームを作らせておくと効率的です。

★実習生が学んでいない学習指導案の書式を使用する場合は指導が必要です。

◎実習開始までに実習生が予習すべき内容がある場合は、早めに伝えてください。

◎実習生が日誌を手書きで記入するか、PC入力・貼付けを行うかを確認してください。

※大学から手書きの指示がある場合は「横浜市教育実習連絡カード」（P12）に記載があります。

※実習生が自身のPCを所持しているか、学校のPCを貸し出せる場合に限ります。

### III 実習生の指導

#### 実習日誌のPC入力 小・中・義務教育学校

##### [学校記入欄] (利用は任意)

記入者の判断で、記入欄の全て又は部分的に、PC入力し貼付けることが可能

##### [学生記入欄] (利用は任意) 新規

大学教職員と各学生が相談し、記入欄の全て又は部分的に、PC入力し貼付ける、又は、本市が用意したフォーム（word形式）を利用することができる。（同じ大学で条件が異なっても可）

学生が「横浜市教育実習連絡カード」（次の記入欄参照）の質問に回答

##### 記入欄

##### □ 教育実習日誌のPC(パソコン)入力について、次の質問的回答を選び○を付けてください。

Q 1 日誌へのPC入力を大学等は許可していますか？ ①許可している ②許可していない

Q 1 で  
①と  
えた方  
のみ

→ Q 2 実習時に自身が所有しているPC※を使えますか？ ①使える ②使えない

→ Q 3 横浜市のフォームを使用しますか？ ①Aを使用 ②Bを使用 ③Cを使用 ④カスタムを使用 ⑤使用しない

※自身のPCを所有していない場合、市立学校のPCが貸し出せる場合に限りPC入力ができます。

##### ◇本市のフォームをそのまま使用する場合（上記Q 3①～③）

受入校の指導教員がYCAN教職員育成課→大学連携ページからダウンロード

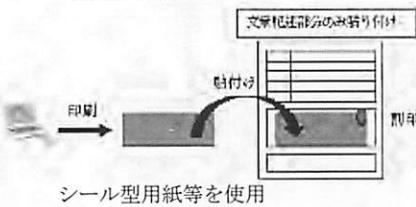
##### ◇本市のフォームを改良、又は、大学で作成した電子フォームを使用する場合（上記④）

大学が作成し、事前にEメール等で学校の実務担当者宛にファイルをお送りします。

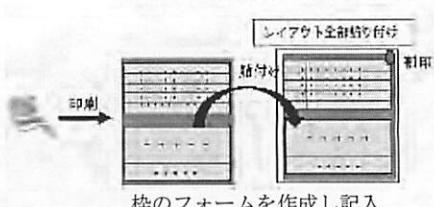
##### ◇フォームは使用せず、PC入力貼付けを行う場合（上記Q 3⑤）

##### PC入力の例

##### ア 部分的な貼付け例



##### イ ページ全体の貼付け例



※ 2019(平成31)年度実施に限り、平成30年度版の「横浜市教育実習連絡カード」の使用を学生に許可しています。その場合、上記のPC入力についての項目はありませんので、PC入力を行うかどうかは直接学生にお尋ねください。

#### ■ 学生がPC入力を行う上での留意点

##### (1) 使用可能のPC

- 市立学校のPCを使用する場合はスタンドアローンのPCとする。
- 学生のPCを使用する場合は校内ネットワークへは接続せず、最新の状態のウイルス対策ソフトがインストール済みのものとする。（使用しているOSの更新状況も最新にする）

##### (2) PCでの入力

実習日誌には児童生徒の個人情報(氏名含む)を記載しない。

##### (3) 印刷

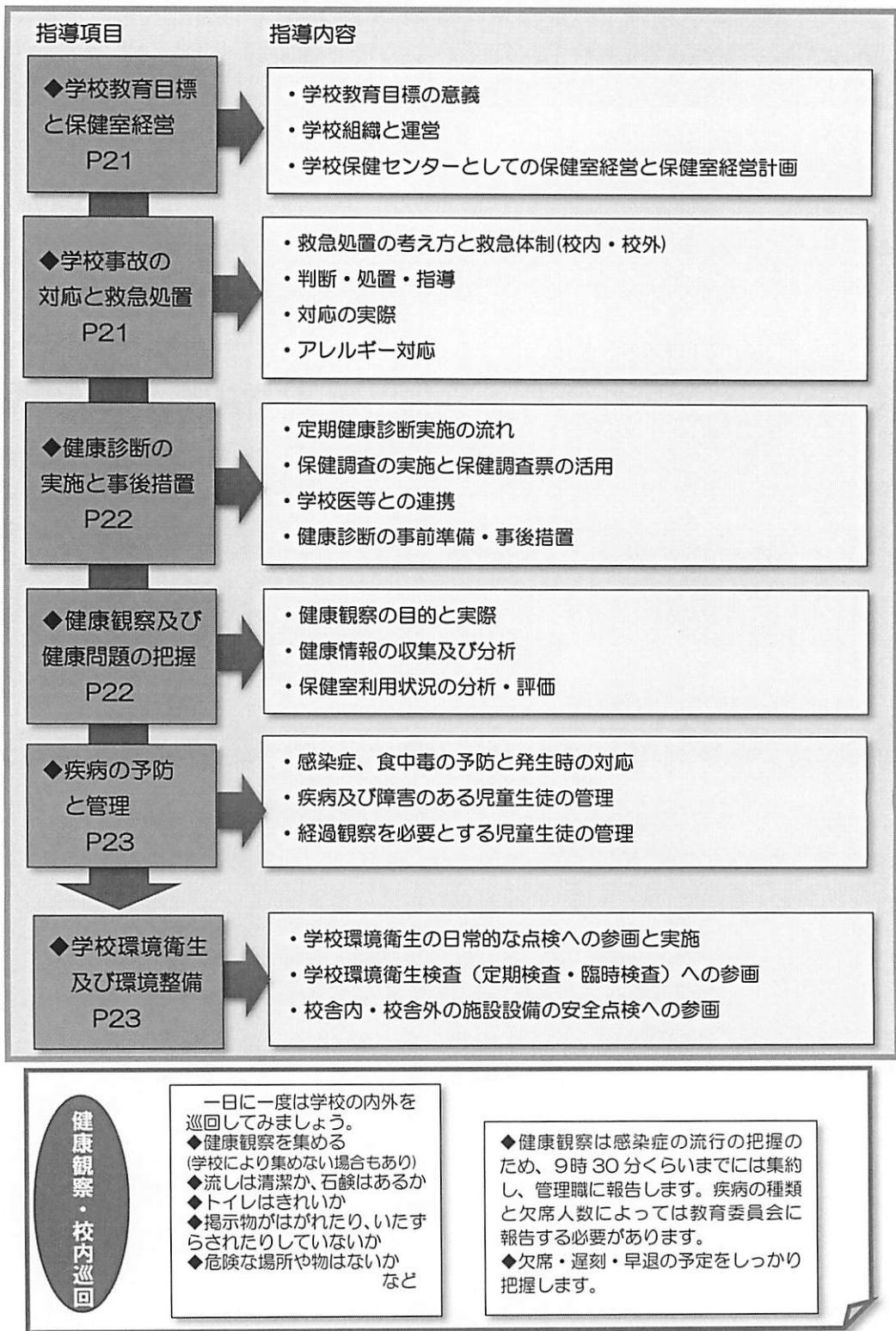
市立学校所有のUSBメモリ等を介して、教員立ち合いの下で行う。  
又は、学生のPCを使用し自宅で行う。

### III 実習生の指導

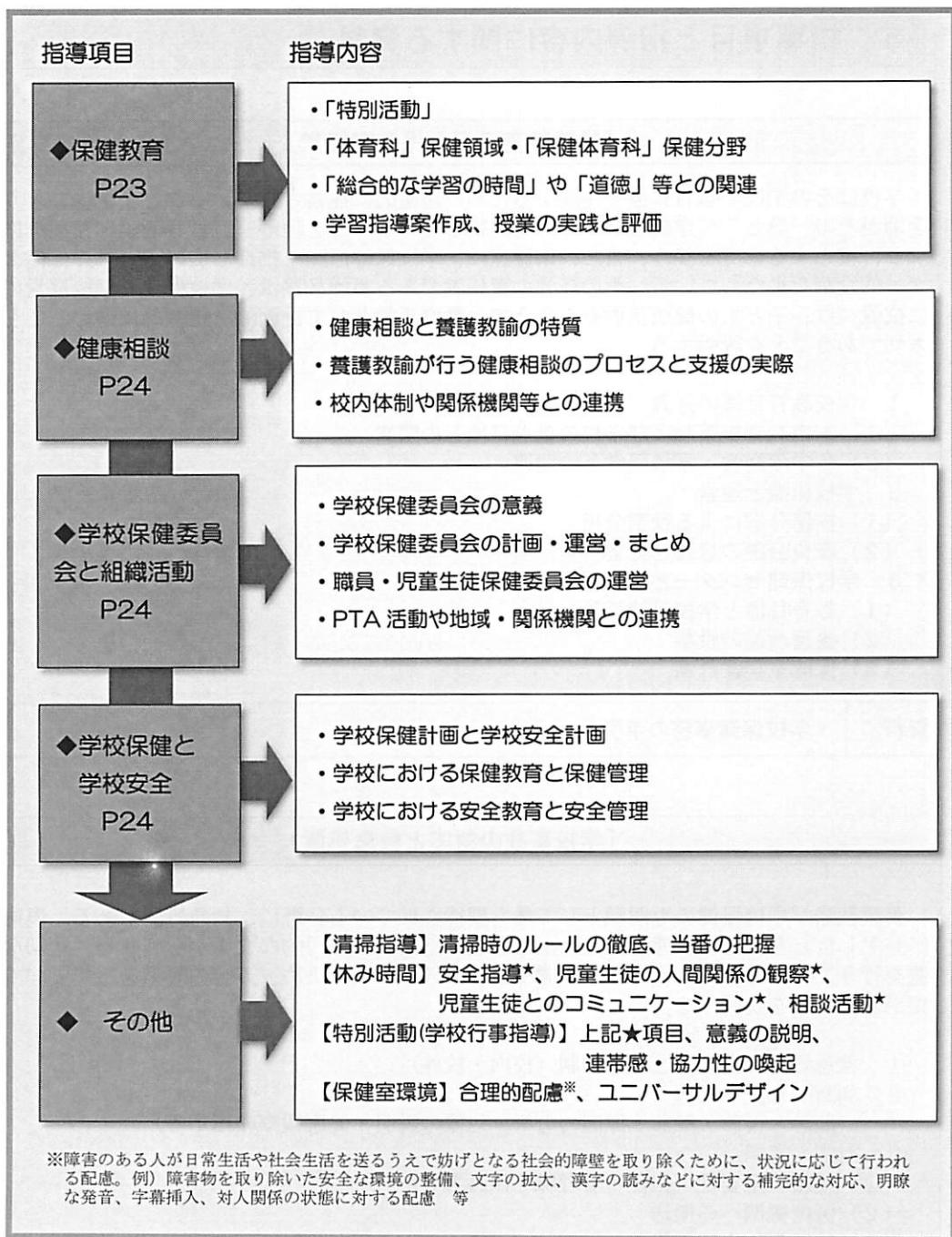
(空白ページ)

### III 実習生の指導

## 4 指導項目と指導内容



### III 実習生の指導



#### 学校や実習生の状況に応じた指導を

◎学校や実習生の状況により、指導をする内容・方法は様々です。ここに挙げた内容の中で重点を置くポイントを定め、実習生が「自分もこのような教師になりたい」と思うことができるような指導をすることが大切です。

### III 実習生の指導

## 5 指導項目と指導内容に関する資料

### 「学校教育目標と保健室経営」

学校はその学校の教育目標を達成するために組織的に運営されていること、一人ひとりの教師がその一員として学校経営の一部を分担していることを理解し、教育活動に積極的に参加し、協力する態度を養う。また、保健室は、学校保健活動を推進していくための保健センター的役割を果たしている。その経営の責任者である養護教諭は、学校保健を学校経営の中に位置づけ、子どもの健康状態をふまえて、教育活動として計画的・組織的に進めることの大切であることを説明する。

#### 1 学校教育目標の意義

- (1) 本市教育施策および学校の重点目標との関連
- (2) 各学年経営・学級経営との関連

#### 2 学校組織と運営

- (1) 校務分掌による役割分担
- (2) 職員会議の意義と提案

#### 3 学校保健センターとしての保健室経営

- (1) 教育目標と学校保健活動
- (2) 養護教諭の役割
- (3) 保健室経営計画

資料	・学校保健事務の手引き
----	-------------

### 「学校事故の対応と救急処置」

養護教諭が学校保健の専門職として最も期待されている分野に、救急処置がある。傷病者が発生したとき、その状態を正確にかつ迅速に把握し、専門的な立場から判断し、適切な処置を行うことができるよう救急処置の基本方針と手順を決め、万全の対策をたてておく必要があることを説明する。

#### 1 救急処置の考え方と救急体制（校内・校外）

#### 2 判断・処置・指導 (問診・視診・触診・原因の分析・処置の説明・健康観察の指示等)

#### 3 対応の実際

- (1) 連絡の重要性（担任・管理職・保護者等）
- (2) 医療機関への搬送
- (3) 時系列による記録

#### 4 アレルギー対応

資料	・学校保健事務の手引き ・アレルギー疾患の幼児児童生徒対応マニュアル（H31.3改訂） ・学校給食における食物アレルギー対応指針（文部科学省 H27.3） ・各校救急連絡体制
----	--

## III 実習生の指導

## 「健康診断の実施と事後措置」

健康診断は、学校における保健管理の中核であるとともに、教育活動でもあるという2つの性格を持っている。このことから、単に健康診断を実施するということだけでなく、事前、実施時、事後にわたって教育活動として位置付けることや常に教育的配慮が必要であることを説明する。

- 1 定期健康診断実施の流れ
- 2 保健調査の実施と保健調査票の活用
- 3 健康診断の事前準備
  - (1) 実施計画の立て方
  - (2) 事前指導
  - (3) 器具等の準備・会場設営
  - (4) 役割分担および記録
- 4 学校医との連携
- 5 健康診断の事後措置
  - (1) 家庭への連絡（健康手帳の活用）
  - (2) 配慮の必要な児童生徒への対応
  - (3) 個人情報の取扱い

資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校保健事務の手引き</li> <li>・児童生徒の健康診断マニュアル改訂版（日本学校保健会）</li> <li>・各校健康診断実施計画</li> </ul>
----	---

## 「健康観察」

学級担任をはじめ教職員により行われる健康観察は、日常的に子どもの健康状態を観察し、心身の健康問題を早期に発見して適切な対応を図ることによって、学校における教育活動を円滑に進めるために行う重要な活動であることを説明する。

- 1 健康観察の目的
- 2 健康観察の法的根拠
- 3 健康観察の機会
- 4 健康観察の実際
  - (1) 朝の健康観察（手順・視点・方法等）
  - (2) 学校生活全体における健康観察

資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校保健事務の手引き</li> <li>・教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応（文部科学省）</li> </ul>
----	--

### III 実習生の指導

#### 「感染症・食中毒の予防と発生時の対応」

児童生徒に多い感染症や、学校で留意すべき症状等とともに、疾病等の早期発見、早期対応、予防、健康管理の方法について説明する。

##### 1 感染症の予防と発生時の対応

- (1) 児童生徒に多い感染症の種類
- (2) 感染症の予防と保健指導

##### 2 食中毒の予防と発生時の対応

##### 3 インフルエンザ・感染性胃腸炎・麻しん

- (1) 感染拡大防止と保健指導
- (2) 集団発生時の対応

#### 資料

- ・学校保健事務の手引き
- ・学校において予防すべき感染症の解説（文部科学省）
- ・学校におけるインフルエンザ対応マニュアル（毎年度10月改訂）
- ・学校における感染性胃腸炎および食中毒発生時対応マニュアル（H27.2改訂）
- ・学校における麻しん対応マニュアル（H26.3改訂）

#### 「学校環境衛生及び環境整備」

学校は児童生徒が安全に学習できる環境でなければならない。計画に基づいて行われている定期検査、臨時に行われる検査、また、日常における点検活動は、安全で保健的な学習環境の維持と改善を図ることを目的としていることを説明する。

##### 1 学校環境衛生の基準の理解

- 2 環境衛生検査の実施方法
- 3 学校薬剤師との連携
- 4 消掃指導・大掃除の実施方法
- 5 光化学スモッグ

#### 資料

- ・学校保健事務の手引き
- ・改訂版学校環境衛生管理マニュアル（文部科学省）

#### 「保健教育」

可能であれば示範授業、保健教育実践を通して理解を深める。実習生が実践する際には、管理職をはじめ教科等や学級担任とともに指導する。

##### 1 体育科保健領域(小)・保健体育科保健分野(中)・保健(高)

- 2 特別活動
  - (1) 学習指導案作成
  - (2) 授業の実践
  - (3) 授業後の評価

#### 資料

- ・学習指導要領、学習指導要領解説（文部科学省）
- ・「生きる力」をはぐくむ保健教育の手引き（文部科学省：小・中・高校）

### III 実習生の指導

#### 「健康相談」

養護教諭は、心の健康問題のある子どもを支援していることが多いことに加え、担任、保護者からの相談依頼も多い。学校における心の健康問題の対応に当たっては、中心的な役割を果たすことが求められている、養護教諭が行う健康相談の特質と相談の実際を説明する。

- 1 健康相談と養護教諭の特質
- 2 養護教諭が行う健康相談のプロセスと支援の実際
  - (1) 児童生徒の訴えの受け止め（心的要因や背景を念頭に置き心と身体の両面から観察・共感・受容・ケア）
  - (2) 担任や関係教職員・関係機関等との連携

資料	・学校保健事務の手引き
	・教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応（文部科学省） ・教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引き（文部科学省）

#### 「学校保健委員会と組織活動」

学校保健活動は、課題の発見・分析・課題解決に至るまで多くの人々の関わりを必要としている。特に最近の児童生徒の健康課題には、生活環境や社会的要因の影響が大きく、児童生徒を取り巻く家庭や地域が様々な面から共通認識を持ち、協力しあって対応することが大切である。

養護教諭は気付いた健康課題について問題提起し、関係者の関心を高めたり、関係する人々が主体的に児童生徒の健康に関わるよう意識的に働きかけをしたりする必要がある。組織を活用し、健康課題の解決を学校全体のものとして取り組む必要があることを説明する。

- 1 学校保健委員会の意義
- 2 学校保健委員会の計画、運営、まとめ
- 3 職員保健委員会
- 4 児童生徒保健委員会
- 5 P T A活動との連携

資料	各学校の資料等

#### 「学校保健と学校安全」

学校保健安全法により各学校においては学校保健計画及び学校安全計画を策定し、児童生徒等及び教職員の健康の保持増進を図り、安全・安心で快適な教育環境が確保されるよう、全教職員の責任の下に計画的に取り組んでいることを説明する。

- 1 学校保健計画と学校安全計画
- 2 学校における保健教育と健康管理
- 3 学校における安全教育と安全管理
  - (1) 安全点検と日常の管理
  - (2) 避難訓練・不審者対応
  - (3) 災害発生時の対応と子どもの心のケア

資料	・学校保健事務の手引き
	・各学校の学校保健計画・学校安全計画 ・非常災害時における子どもの心のケアのために（文部科学省） ・「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（文部科学省）

#### IV 実習生に身に付けさせたい力・指導教員自身の振り返り

## IV 実習生に身に付けさせたい力・指導教員自身の振り返り

「養護教諭のキャリアステージにおける人材育成指標」の「横浜市が求める着任時の姿」を参考に、実習生に身に付けさせたい力を確認していきましょう。

### 「養護教諭のキャリアステージ」における人材育成指標の 「横浜市が求める着任時の姿」

※教育実習は「横浜市が求める着任時の姿」よりもやや前段階になります。人材育成指標には「教育実習時の姿」が記載されていませんが、教育実習後から採用までの期間の伸びしろを差し引いた段階と考えることもできます。

資質能力		横浜市が求める着任時の姿
学 び 続 け る 教 職 員	自己研鑽・探究心	・常に自己研鑽に努め、探究心をもって自主的に学び続ける。
	情熱・教育的愛情	・横浜を愛し、教職への誇りと強い情熱、児童生徒への愛情をもつ。
	使命感・責任感	・教育公務員として、自己の崇高な使命を深く自覚し、法令及び「横浜市公立学校教職員行動基準」を遵守する。
	人間性・社会性	・豊かな人間性や広い視野・高い人権感覚をもち、児童生徒や教職員・保護者・地域等との信頼関係を構築する。
	コミュニケーション	・周囲の状況や相手の思いや考えを汲み取るとともに、自分の考えを適切に伝え、積極的に助け合い支え合う。
	児童生徒理解	・児童生徒理解の意義や重要性を理解し、一人ひとりに積極的に向き合おうとしている。
	児童生徒指導	・個や集団を指導するための手立てを理解し、実践しようとしている。
	多様性への理解とインクルーシブ教育システムの構築	・インクルーシブ教育の理念と基本的な考え方を理解している。
	特別支援教育	・特別支援教育に関わる指導・支援の計画や合理的な配慮について理解している。
	保健管理	・学校保健安全法を理解し、児童生徒の実態把握の必要性を認識し、適切な保健管理を実施しようとしている。
専 門 な 領 域 に お け る 教 職 職 能 能 性	保健教育	・学習指導要領を理解し、養護教諭の専門性を生かした指導をしようとされている。
	健康相談	・学校保健安全法による健康相談の位置づけを理解し、心身の発達の段階における健康課題に対応しようとしている。
	保健組織活動	・保健組織活動の意義と学校保健に関する学校内外の協力体制の重要性を理解しようとしている。
	研究の推進と研究体制構築	・研究会や研修会に積極的に参加する意義を理解し、実践しようとしている。
	マネジメント力	・養護教諭の役割と職務内容及び、学校組織・運営や校務分掌を理解し、自分にできることを実践しようとしている。
マ ネ ジ メ ン ト 力  協 連 携 力 ・ ・ ・ ・	人材育成（メンターチーム等の活動）	・学び続けることの意義を理解し、アドバイスに耳を傾け、自らを改善しようとしている。
	資源（人・もの・情報・時間・資金等）の活用	・学校内外の資源の種類やその活用の目的・意義を理解し、実践しようとしている。
	危機管理	・危機管理の重要性を理解し、危機を察知した場合に、素早い行動をとろうとしている。
	同僚とチームでの対応	・組織の一員として自分の役割を理解し、同僚と協力して対応しようとしている。
協連携力・ ・ ・ ・	保護者や他の組織等との連携・協働	・保護者連携の重要性を理解し、保護者や地域と積極的に関わろうとしている。

### 指導教員自身の振り返りを行い、スキルアップを図りましょう

養護実習では、教員として必要な多岐にわたる業務内容を実習生に指導します。視点を変えれば、自らを振り返り、自身の授業改善や指導力の向上など、自己成長の機会ととらえることもできます。実習前後に、次頁の「養護教諭のキャリアステージにおける人材育成指標」も確認してみてください。

第2ステージにおける「人材育成マネジメント研修」の選択プログラムとして「教育実習生の指導」を位置付けています。

#### IV 実習生に身に付けさせたい力・指導教員自身の振り返り

##### 養護教諭のキャリアステージにおける人材育成指標

資質能力	ステージ	横浜市が求める着任時の姿	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ
			養護教諭としての基盤を固める	養護教諭としての専門性を高め教職員のリーダーとして推進力を発揮する	豊富な経験を生かし広い視野で組織的な運営を行う
学び統けける教職員 養護教諭の専門性	児童生徒指導 多様性への理解とインクルーシブ教育システムの構築	自己研鑽・探究心	・常に自己研鑽に努め、探究心をもって自主的に学び続ける。		
		情熱・教育の愛情	・横浜を愛し、教職への誇りと強い情熱、児童生徒への愛情をもつ。		
		使命感・責任感	・教育公務員として、自己の崇高な使命を深く自覚し、法令及び「横浜市公立学校教職員行動基準」を遵守する。		
		人間性・社会性	・豊かな人間性や広い視野・高い人権感覚をもち、児童生徒や教職員・保護者・地域等との信頼関係を構築する。		
		コミュニケーション	・周囲の状況や相手の思いや考え方を読み取るとともに、自分の考えを適切に伝え、積極的に助け合い支え合う。		
	特別支援教育 保健管理	児童生徒理解	・児童生徒理解の意義や重要性を理解し、一人ひとりに積極的に向き合おうとしている。	・一人ひとりの背景を意識して、児童生徒に向かう。 ・児童生徒を取り巻く環境を的確に捉え、一人ひとりの理解を図る。	・教職員相互で共通理解を図ることができるように、組織の環境を整える。
		児童生徒指導	・個や集団を指導するための手立てを理解し、実践しようとしている。	・保護者等の関係者や校内組織と連携しながら、養護教諭として、個や場面に応じた指導を行う。 ・関係機関等と連携して、養護教諭として全校の児童生徒に対し組織的に指導にあたる。	・様々な関係機関等と連携して環境を整え、養護教諭として、適切な指導を推進する。
		特別支援教育	・特別支援教育に関する指導・支援の計画や合理的配慮について理解している。	・児童生徒一人ひとりの特性や背景を把握し、適切な指導及び必要な支援を行なう。 ・児童生徒の多様性を理解し、共生を図るためにチーム学校としての組織的な支援や情報機関との連携を推進する。	・インクルーシブ教育システムの構築に組織的に取り組むとともに、関係機関や地域との連携を図り、学校からの発信を行う。
		保健管理	・学校保健安全法を理解し、児童生徒の実態を把握の必要性を認識し、適切な保健管理を実施しようとしている。	・児童生徒の発達の段階に応じてよく見られる心身の疾患や障害を理解し、健康課題を把握し、適切に対応できる。	・保健管理について指導的立場を果たすとともに、保健情報を総合的に評価し、把握した健康課題の解決に向けて、組織的対応ができる。
		保健教育	・学習指導要領を理解し、養護教諭の専門性を生かした保健教育をしようとしている。	・保健教育における養護教諭の役割を理解した上で、学校担任等と連携し、保健教育の専門性を生かした保健教育ができる。	・保健安全教育について教育課程の編成・実践・評価を通して全体計画を作成できる。
マネジメント力	保健相談 保健組織活動	健康相談	・学校保健安全法による健診結果の位置づけを理解し、心身の発達の段階における健康課題に応じて心身の健康課題に対応しようとしている。	・健康相談の基本的なプロセスを理解し、児童生徒の心身の発達の段階の課題や現代的な健康課題との関連を踏まえた、健康相談を実施することができる。	・心身の健康課題を総合的にとらえ、校内支援体制の充実に努めるとともに、学校医等の専門職や保護者と連携し、健康課題について適切な対応ができる。
		保健組織活動	・保健組織活動の意義と学校保健に関する学段内外の協力体制の重要性を理解しようとしている。	・保健組織活動の意義を理解し、企画運営に参画できる。	・保健組織が主体的に活動できるよう内容の工夫、改善を図ることができる。 ・近隣の小中学校と連携し、地域レベルでの健康づくりを推進することができる。
	研究の推進と研究体制構築	研究の推進	・研究会や研究会に積極的に参加する意義を理解し、実践しようとしている。	・校内研究会や市内の研究会に積極的に参加し、保健室経営に生かす。	・研修会で得た情報や自らの実践を広く情報発信して、自校の教育活動に生かす。
		研究体制構築	・保健室経営・学校経営ビジョンの構築	・学校教育目標を理解し、保健教育や保健室経営の方針を立て、一貫性のある指導・運営を行う。	・学校運営について創造的なビジョンの構築に参画し、教育活動を活性化させる。
	連携・協働力	人材育成（メンターチーム等の活動）	・学び続けることの意義を理解し、アドバイスに耳を傾け、自らを改善しようとしている。	・疑問点や悩みを相談したり、共有し合ったりしながら、自らの実践力を磨く。	・互いの課題や悩みに気付き、支え合える環境をつくるとともに、経験の浅い教職員を信頼的に支援する。 ・人材育成の重要性をふまえ、養護教諭として、教職員の経験に応じた効果的な人材育成の環境をつくる。
マネジメント力	資源（人・もの・情報・時間・資金等）の活用	資源（人・もの・情報・時間・資金等）の活用	・学校内外の資源の種類やその活用の目的・意義を理解し、実践しようとしている。	・身の回りの資源を積極的に教育活動に生かす。	・状況や課題にふさわしい活用方法を考え、教育活動全体の充実を図る。
		危機管理	・危機管理の重要性を理解し、危機を察知した場合に、素早い行動をとろうとしている。	・安全や教育効果に配慮した環境を整備し、課題について「報告・連絡・相談」を確実に行なう。	・平常時の未然防止、抜本的改善、再発防止を組織的に推進する。
	同僚とチームでの対応	同僚とチームでの対応	・組織の一員としての自分の役割を理解し、同僚と協力して対応しようとしている。	・組織の一員として教職員と積極的に関わり、求められている役割を理解して対応する。	・互いのよさを認め合い、それぞれの力を生かして対応する。 ・組織の特性をふまえ、広い視野をもって対応力を高める。
	保護者や他の組織との連携・協働	保護者や他の組織との連携・協働	・保護者連携の重要性を理解し、保護者や地域との連携・協働に関わろうとしている。	・保護者、地域、関係機関との関わりを深め、連携・協働して対応する。	・保護者、地域、関係機関との連携・協働のネットワークを形成する。

**実習生に身に付けさせたい力  
指導教員自身の振り返り**

#### IV 実習生に身に付けさせたい力・指導教員自身の振り返り

小・中・義務教育学校養護教諭用サンプル（本用紙（Excel形式）はYCANからダウンロードしてください）

### 横浜市 教育実習（養護実習）評価票

年 月 日

フリガナ		大学等名			
実習生氏名		学部 ・学科等			
		学籍番号			
実習期間	予定日数	出席日数	欠席日数	欠席理由	遅刻・早退
年 月 日から	日	日	日		遅刻 回
年 月 日まで					早退 回

【評定ABCD】 A=評価規準を十分実現している。 B=評価規準をおおむね実現している。  
C=評価規準の実現まで努力を要する。 D=評価規準の実現まで相当の努力を要する。

※各評価項目の評定のいずれかがDになることが見込まれる場合には、指導教員と、管理職又は指導教員以外の教員で、指導及び評価・評定を行う。

評価項目	評価規準	評定
教職の素养	・教職員の助言などに耳を傾け、常に改善を心がけ実践に結びつけている。 ・教員としての立場を自覚し行動している。 ・相手の思いや考えを汲み取るとともに、自分の考えを適切に伝え、積極的に協力しながら活動している。	
健康相談	・学校保健安全法による健康相談の位置づけを理解し、健康に関する課題について児童生徒に向き合い、個に応じた対応を行っている。	
保健教育・安全教育	・学習指導要領や学校の指導・評価計画を理解し、明確な目標を立て、児童生徒の実態を踏まえ、養護教諭の専門性を生かした指導・授業計画を立案している。また、必要に応じて指導・授業を実践したり、評価したりするなどしている。	
保健管理・安全管理	・学校保健安全法を理解し、児童生徒の実態把握の必要性を認識し、適切な保健管理・安全管理を実施している。	
保健室経営	・養護教諭の役割と職務内容及び学校教育活動について理解し、その中で自分にできることを実践している。	
総合評定		自動計算
※評定をA=4、B=3、C=2、D=1とし、合計20～18を総合評定A、17～13を総合評定B、12～8を総合評定C、7～5を総合評定Dとする。		

総合所見（必ず記入）	学校名/校長氏名（職印）	
所見は必ず記入してください。 さらに、各評価項目の評定のいずれかがDの場合には、根拠となる事実も必ず記入してください。	学校名	横浜市立
	校長氏名	職印

※各評価項目の評定のいずれかがDの場合には、「総合所見」欄に必ず根拠となる事実を記入

#### IV 実習生に身に付けさせたい力・指導教員自身の振り返り

##### ◆◆◆記入の手引き◆◆◆

評価票裏面

###### 1 本評価票の対象学生

養護教諭免許の取得を目指し、横浜市立小学校、中学校、義務教育学校で実習を行う学生  
※大学等が指定する評価票は用いせず、必ず本評価票を使用してください。

※教育実習を途中で中断した場合は、本評価票の記入及び大学等への提出は不要です。

\* 教育職員免許法施行規則第十条の「養護実習」を、ここでは「教育実習」という。

###### 2 記入方法

(1) 薄黄色の部分は必ず記入(0でも記入)

- ・氏名、大学等名など正確に記入してください。(入力できない漢字は手書きで正確に記入)
- ・各評価項目の評定のいずれかがDの場合には、「総合所見」欄に必ず根拠となる事実を記入してください。

(2) 水色の部分はセル右下の▼から選択(各評価項目の評定を全て記入すると、総合評定が自動で表示)

(3) 薄橙色の部分は必要に応じて記入

###### 3 評価・評定について

・この評価規準は、人材育成指標における「横浜市が求める着任時の姿」に基づいて、教育実習生として実現を目指す姿として設定しています。

・評価規準を踏まえた指導をお願いします。各評価項目の評定(ABCD)は次の例を参考に行ってください。

評価項目	例
教職の素养	A 教員としての素養が十分に身に付いている。 B 教員としての素養が概ね身に付いている。 C 教員としての素養がやや身に付いていない。 D 教員としての素養が著しく身に付いていない。
健康相談	A 学校における健康相談の目的を十分に理解し、児童生徒に向き合い、適切な対応を行った。 B 学校における健康相談の目的を理解し、児童生徒に向き合い、対応を行った。 C 学校における健康相談の目的の理解が不十分で、児童生徒に向き合おうとする姿勢はあったが、対応を行うまでには至らなかつた。 D 学校における健康相談の目的が理解できていおらず、対応を行うまでは至らなかつた。
保健教育 ・安全教育	A 学習指導要領や学校の指導・評価計画を十分に理解し、明確な目標を立て、児童生徒の実態を踏まえた授業計画を立案し、実践することができた。 B 学習指導要領や学校の指導・評価計画を概ね理解し、明確な目標を立て、児童生徒の実態を踏まえた授業計画を立案し、実践することができた。 C 学習指導要領や学校の指導・評価計画の理解が不十分で、授業計画の立案に多くの支援が必要だった。 D 学習指導要領の理解が極めて不十分で、授業計画を立案することがほとんどできなかつた。
保健管理 ・安全管理	A 学校保健安全法を理解し児童生徒の実態から取り組むべき健康課題を明確にして、保健管理について自分にできることを実践した。 B 学校保健安全法について概ね理解し、児童生徒の実態から取り組むべき健康課題の中で自分にできることを実践した。 C 学校保健安全法や児童生徒の健康課題についての理解が不十分で、実践に生かせなかつた場面がいくつかあつた。 D 学校保健安全法や児童生徒の健康課題についての理解が極めて不十分で、ほとんど実践に生かせなかつた。
保健室経営	A 養護教諭の役割や職務内容を十分に理解し、様々な教育活動に積極的に参加しようとして自分にできることを実践した。 B 養護教諭の役割や職務内容及び様々な教育活動について理解し、その中で自分にできることを実践した。 C 養護教諭の役割や職務内容及び様々な教育活動についての理解が不十分で、実践に生かせなかつた場面がいくつかあつた。 D 養護教諭の役割や職務内容及び様々な教育活動についての理解が極めて不十分で、ほとんど実践に生かせなかつた。

・教育実習サポートガイドに「実習生に身に付けさせたい力」「養護教諭のキャリアステージ」における人材育成指標の「横浜市が求める着任時の姿」が記載されています。評価をする際の参考にしてください。上記の項目以外の評価については、必要に応じて、総合所見欄や教育実習日誌等への記述をお願いします。

実習生に身に付けさせたい力  
・指導教員自身の振り返り

###### 【留意事項】

※教育実習の単位認定は事前・事後指導を含め各大学等が行います。よって、本評価票の「評定D」及び「総合評定D」は大学等の単位認定とは直接は関係ありません。

※各評価項目の評定のいずれかがDになることが予想される場合には、指導教員と、  
管理職又は指導教員以外の教員で確認し、指導及び評価・評定を行ってください。

###### 4 本評価票の完成

(1)全ての入力が終了したら、管理職が必ず確認を行ってください。

(印刷時に文字が枠に収まるかを確認し、収まらない場合は文字サイズを小さくしてください)

(2)「横浜市教育実習評価票」と「記入の手引き」を両面印刷し、表面に職印を押印してください。

(職印を押印した後、写しをとる)

(3)原本を厳封し、大学等に送付してください。(職印を押印した写しは3年間、各学校で保管)

(4)原本を大学等に送付後、電子データは、確実に消去してください。

★学生の個人情報(電子データ・資料等)の取扱いには十分御留意ください。

※教育実習評価票の内容について、実習生又はその保護者から問合せがあった場合は、大学等に確認するようお伝えください。

## V 実習日誌の記入について

ほとんどの大学が、実習日誌（以下「日誌」という）を学生に記入させます。日誌の内容は、主に次のような事項が記載してあります。

### 【実習生に向けての解説】

- ◆教育実習の意義や心得 ◆教育実習日誌の記入の仕方 等

### 【実習生自身が記入する部分】

- ◆実習者自身の紹介 ◆事前訪問時の内容 ◆教育実習における実習者の目標・課題等
- ◆教育実習校の概要 ◆実習校の日程・時間割等 ◆日々の記録 ◆講話の記録
- ◆授業参観記録 ◆授業実習の記録 ◆自己評価、反省・考察・今後の課題等記録 等

### 【学校の指導者等が記入する部分】

- ◆日々の記録に対するコメント ◆総評(校長・指導者等) 等

小  
中  
義

条件(P13、17)が整っている場合、日誌にPC入力、貼付けを行うことができます。

### 日々の記録には、実習生にどのようなことを書かせたら良いのでしょうか。

実習生が記入する内容は、一般的に次のような点です。

- ① 実習生がその日に習得したこと、反省点、今後の課題等
- ② 指導教員からの助言と、それを今後どのように生かしていくか
- ③ 児童生徒の具体的な様子
- ④ 教員の動き

記入が不十分な場合、「明日はこういう点に注目して書くといいよ」という助言や、常にメモを取るように指導するといいます。その場合、全て書き直させるのではなく、「少し加筆してみよう」や「次の日からこう書こう」というように、助言しましょう。

### 日々の記録に対してどのような添削、コメントが必要でしょうか。

日誌は作文や論文ではなく、実習での記録を残すためのものですので、大切なのは内容です。文章の細かい体裁まで添削する必要はありません。PC入力・貼付け（小・中・義）を行う場合は、貼り付ける前にデータを添削するという方法も可能です。

日々の助言は実習生にメモさせて、実習生自身に記入させるとよいです。指導教員記入欄がとても大きい場合がありますが、全て埋め尽くす必要はありません。大切なことはコメントの分量よりも、実習生の励みになる言葉を書くことです。

いつも同じ教員がコメントを書くのではなく、日々関わる教員が交替で書くという方法もあります。また、忙しい日はサインだけで、余裕のある日にその分多めに記入するという方法もあります。自身のスケジュールを考え、工夫してみましょう。

実習生の帰宅があまり遅くならないように配慮し、その日に指導教員への提出が難しい場合は、「次の日までに書いてくるように」、という臨機応変の対応も必要です。

## V 実習日誌の記入について

### 日誌の実習生記入例

記入欄の書式は大学により異なります。

#### 【実習生の記述】

##### 本日の実習の学び・考察・翌日以降の課題

今日は、1～4校時を通して、保健室での生徒との対応について学んだ。保健室に来る生徒は様々であるが、頭痛や気持ち悪さを訴えているが、熱はなく原因もはつきりしない場合が多く、どう対応すればよいのかわからず戸惑った。指導教諭からは、まず緊急性があるかどうかを判断するようにと指導いただいた。保健室には生徒が複数来室する場合も多く、一人ひとりに時間をかけて問診したり話を聴いたりできないことが多い。そのため、緊急性の有無を速やかに判断できるよう、知識や技術を身に付けていきたい。緊急性がなく、生活習慣の乱れ等で体調を崩していると考えられる場合は、原因となることについて、生徒自身でも振り返られる様聞き方を工夫したり、わかりやすく指導したりする必要があると感じた。また、様々な聞き取り事項について記録していくことの大切さも学んだ。

本日の来室者は20名を超え、早退者も数名いたため、1日の業務のほとんどが来室者への対応だった。健康診断の事後措置や、その他の業務も同時に進めていかなければならぬため、時間を上手に使いながら仕事を進めていく必要があると感じた。

#### 【養護教諭のコメント】

保健室の来室者の状態は様々で、その中の判断はいつも迷っている…というのが本音です。しかし、生命にかかる場合、迷っているその時間が重篤な結果になることもあります。より的確に、より早く状況を把握し、正しい判断ができるよう、研修を受けたり、自ら学んだりすることも忘れないようにしましょう。また、的確に判断するためには、職員からの日々の情報はとても重要です。できるだけ直接話をして、情報交換することも、判断に自信がもてるようになる方法の一つだと思います。

例文は文章の体裁を整えた記載ですが、箇条書き等でも内容が的確に記載されていれば問題ありません。

#### 【実習生の記述】

##### 〔本日の実習目標〕

- ・救急処置における最初の観察・聞き取りから、事後指導までの一連を経験して学ぶ。
- ・内科検診の実際や養護教諭の役割・配慮について学ぶ。

##### 〔本日の学びと反省（感想）〕

今日、特に印象に残ったことは、初めて救急処置としてけがの対応をしたことと、小学校の内科検診の様子や実際の養護教諭の動きそしてその役割について、学べたことです。

けがの対応では、自分の状況や気持ちを言葉でうまく表現できず、症状を正確に伝えることができない子どももいるということを留意したうえで、問診や状況確認、そしてどのような処置をする必要があるのかということを判断していく難しさを実感しました。まだ自分自身が知識不足、経験不足であることを認識し、慎重かつ丁寧な対応を行えるよう、あらゆる可能性を考慮した救急処置を行うことの大切さを忘れず、これからも○○先生のご指導をどんどん吸収して経験を重ねていきたいと思いました。

また、内科検診では、準備から校医検診の実際、片付け、まとめまでの流れを実習させていただき、何を注意し、どのように動くべきなのか自分なりに学習し、吸収することができたので本当によい経験になりました。

#### 【養護教諭の指導及び助言】

けがで来室した児童に対し、患部の観察、確認と丁寧な処置を施した後、時間を経てからの再来室を促し、その後の様子を見る対応は大変良かったと思います。担任への連絡も的確でした。児童も帰るころには笑顔でしたね。

児童生徒の個人情報  
(氏名含む)を記載しないように

< 教育実習日誌の記入について

## 参考資料

必要に応じて作成してください。  
作成や職員会議等での提出については、管理職等とよく相談してください。

### 養護実習実施要項(案) 【例】

1 実習生 ○○ ○○

2 実習期間 ○○年○月○○日（月）～○月○○日（金） 4週間

3 指導教諭 (担当学年・組)

養護教諭 ○○ ○○ ○年○組(○○級)

\*実習生の指導は、校長をはじめ全職員であったが、主に保健室を主体として実習計画を立てる。

4 実習の目的及び目標

(1) 養護実習の目的

大学で修得した知識・技術を、学校という教育活動の場で体験し、学校教育全般についての理解を深め、学校保健の実際にについて学ぶとともに、養護教諭の職務を理解し、実践力を養う。また、教育者としての自覚を高め、技術や態度を養う。

(2) 養護実習の具体的目標

- ① 学校の特色、組織、運営について学ぶ。
- ② 学校保健全般について把握する。
- ③ 養護教諭の職務の実際を知り、技術を修得する。
- ④ 児童生徒の生活を理解し、発育発達段階に応じた健康教育・健康管理について学ぶ。

5 養護実習の内容（見学・参観を含む）

(1) 学校教育の概要

- ① 学校の概要（沿革・教育目標・特色・児童の健康や家庭・地域の状況）
- ② 教師としての心構えと勤務
- ③ 学校教育の計画と推進
- ④ 教育課程と指導計画
- ⑤ 人権教育・道徳教育・さまざまな教育の視点
- ⑥ 児童生徒理解
- ⑦ 学校保健組織活動（学校保健委員会・その他組織活動）

(2) 養護教諭の職務に関するこ

- ① 学校教育目標と保健室経営
- ② 学校事故の対応と救急処置
- ③ 健康診断の実施と事後措置
- ④ 健康観察および健康問題の把握
- ⑤ 疾病の予防と管理
- ⑥ 学校環境衛生および環境整備
- ⑦ 保健教育
- ⑧ 健康相談
- ⑨ 学校保健委員会と組織活動
- ⑩ 学校保健と学校安全
- ⑪ その他

6 実習生の服務心得

(1) 教育者としての使命を自覚する。

(2) 児童に対しては、指導者であることの自覚に立って、範を示すように努める。

(3) 実習生として指導を受ける立場であることを自覚し、学び取ることに全力を尽す。

(4) 本校のきまりに従い、4週間をより効果を上げよう努め、有意義な実習期間になるようにする。

## 7 勤務について

### (1) 出勤

- ① 8時〇〇分までに出勤する。
- ② 靴箱は実習生用の所定の場所を使用する。(更衣室のロッカーも同様)
- ③ 出勤したら、出勤札等を返し、出勤簿に捺印し職務に従事する。
- ④ 職員打ち合わせに参加し、打ち合わせや黒板によってその日の予定を知り、必要な準備をする。

⑤ 打ち合わせの時は、担当養護教諭の隣席に座る。

### (2) 退出

- ① 午後4時〇〇分以降、担当教諭に連絡してから退出する。
- ② 出勤札を返す。
- ③ 研究・事務等で退出が遅くなる場合は、担当教諭に申し出る。

### (3) 欠勤・遅刻・早退の場合

- ① 必ず校長に連絡をし、許可を受けること。(電話連絡可)
- ② 忌引きの場合は、市職員の規定に準ずることとする。

### (4) その他勤務について

- ① 出勤後には、実習以外の教育活動のあらゆる場に参加し、児童の指導、管理にあたりながら、児童理解に努める。
  - ・給食・清掃・委員会活動など積極的に指導にあたる。
  - ・休み時間などの児童の遊びの中に積極的にに入る。
  - ・学級担任、担当教諭との連絡を密にし、指導を受ける。

## 8 提出物

### (1) 実習日誌・・・毎日指導教諭に提出し、捺印を受けることを原則とする。

(大学所定の物) 実習生 ←→ 指導教諭 ←→ 校長・副校長

### (2) 実習予定表・・・指導教諭のもとに作成し、週案に準じて扱い活用する。

### (3) 学習指導案・・・実習終了後、反省記録を書き、日誌に綴じ込み提出する。

### (4) 大学への提出物・・・指導教諭は大学所定の用紙類(含=成績評価)に鉛筆で記入し、教育実習担当へ提出する。

\*評価・評定については、校長、副校長、教務主任、教育実習担当、指導教諭で協議する。

## 9 その他

- (1) 教師としての態度・言葉遣い・服装等、教育者としての品位を損なうことがないように十分留意すること。
- (2) 児童の行動に問題を認めた場合には、指導教諭に連絡し、その指示に従うこと。
- (3) 校長の許可なく、児童を実習生の自宅または校外へ連れて行ったり、児童の家庭訪問をしたりしないこと。
- (4) 児童の成績・身上に関する事項、その他学校における機密事項の保持に留意すること。(個人情報持ち出しの禁止と守秘義務)
- (5) 貵重品は常に身につけておくか、ロッカーに施錠しておく。
- (6) 校舎内外で事故を認めた際は、速やかに校長および指導教諭に連絡し、その指示に従うこと。
- (7) その他不明なことは、指導教諭の指示を仰ぐこと。

# 教育実習サポートガイド

## 【養護教諭編】

### 横浜の子どもたちの未来のために



#### 作成・編集

横浜市教育委員会事務局 教職員人事部教職員育成課  
指導部健康教育課

横浜市立小学校長、中学校副校長

神奈川県立保健福祉大学

鎌倉女子大学

北里大学

国際医療福祉大学

日本体育大学

横浜高等教育専門学校

横浜市大学連携・協働協議会

教育実習サポートガイド等はYCANの教職員育成課のページ、又は、横浜市教育センターWebページからもダウンロードができます。

- ・教育実習サポートガイド（小学校・中学校・義務教育学校・高等学校用）
- ・教育実習サポートガイド【特別支援学校編】
- ・教育実習サポートガイド別冊（アドバイス集）
- ・教育実習担当者の役割【eラーニング】（YCANのみ掲載）
- ・教育実習のこれから【eラーニング】

YCANから YCANトップ → 教職員育成課トップ → 大学連携関係

Webから 横浜市教育センタートップ → 大学連携 → 大学連携全般・教育実習